

日程第1 一般質問

8番 大島 歩

- (1) 災害協定の充実を
- (2) 小水力発電の可能性調査実施を

9番 大原 孝 芳

- (1) 村の観光産業施策の方向性について
- (2) 外国語指導助手（ALT）の働く環境は

1番 片 桐 邦 俊

- (1) 増加する鳥獣害（クマ・カラス）の村の対応について

7番 島 崎 敏 一

- (1) こども基本法と子どもの権利条例について
- (2) こども政策を育んでいくために②
～子どもの居場所に関わる方々と横のつながりを～

出席議員（10名）

- 1番 片 桐 邦 俊
- 2番 松 村 利 宏
- 3番 中 塚 礼次郎
- 4番 長 尾 和 則
- 5番 桂 川 雅 信
- 6番 山 崎 啓 造
- 7番 島 崎 敏 一
- 8番 大 島 歩
- 9番 大 原 孝 芳
- 10番 松 澤 文 昭

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

村長	宮 下 健 彦	副村長	富 永 和 夫
教育長	片 桐 俊 男	総務課長	松 村 恵 介
地域政策課長	眞 島 俊	住民税務課長 会計管理者	小 林 郁 子
保健福祉課長	水 野 恭 子	産業振興課長	松 崎 俊 貴
建設環境課長	宮 崎 朋 実	リニア対策室長	小 林 好 彦
教育次長	上 山 公 丘		

職務のために参加した者

議会事務局長 桃 澤 清 隆
書 記 座光寺 てるこ

令和6年9月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和6年9月11日 午前9時00分 開議

- 事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)
- 議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)
御参集、御苦労さまです。
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しているため、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。
日程第1 一般質問を行います。
通告順に発言を許します。
8番 大島歩議員。
○8番 (大島 歩) 私は、さきに出しました通告に基づきまして2件の質問をさせていただきます。
まず1件目ですが、「災害協定の充実を」ということで質問させていただきます。
今年8月に南海トラフ巨大地震の臨時情報——巨大地震注意が出され、改めて災害に備えることの重要性を認識された方が多かったのではないかなと思います。
災害協定、これは災害時応援協定などとも呼ばれますが、これは大規模な災害が発生したときに地方公共団体や民間企業、公的機関などが相互に支援を行うための取決めです。協定を結んでおくことで、被災時に、より迅速な復旧と支援が可能になります。
また、各自治体や企業などが持っている専門的な知識、技術、資源を活用できること、平常時の物資備蓄に係るコストを抑えられること、企業にとっては社会貢献につながることや防災意識の向上にもつながります。
そういった観点から、中川村でも各種の災害協定が結ばれております。現在、村内28、村外14だと思っておりますが、協定が結ばれており、その分野はLPガス、石油類燃料、電気、医療、薬剤、助産、消防、土木・建設、応急生活物資、ごみ処理、放送、通信、防災情報共有などなど、多岐にわたっております。
しかし、近隣市町村の災害協定の状況を見ますと、まだ中川村に必要な各種の災害協定等があると言えるのではないかなと思います。
また、過去の大災害時、石川県の能登半島地震の記憶も新しいところですが、そういったところの課題からも学び、災害協定を実効性のあるものにしていくために考えたいことについて質問させていただきます。
1点目ですが、自治体同士の災害時応援協定をということでお伺いします。
宮田村では平成28年に石川県穴水町と災害時における相互応援に関する協定を結んでおり、今年1月の能登半島地震においては、大きな被害を受けた穴水町へ1月4日にいち早く要望のあった物資や要員の応援を行いました。

宮田村と穴水町は平常時からお互いの地域のイベントに特産品を販売するなど、交流を続けてきたそうです。そういったふだんからの関係性があったことも迅速かつ効果的な支援が可能になったと要因かなというふうに思います。

また、駒ヶ根市では平成25年に石川県かほく市と災害時の相互応援に関する協定を結んでおり、今回の地震で職員派遣や救援物資の輸送を行っています。

宮田村では、ほかにも和歌山県、愛知県田原市ですかね、ちょっとごめんなさい、後で確認します。また山形県最上町、辰野町など、7町村1大学のグループで防災のまちづくりの推進と災害時相互協力に関する協定を結んでいます。

駒ヶ根市は福島県二本松市とも、飯島町は三重県鳥羽市と、それぞれ協定を結んでいます。

一方で、中川村の状況を見ますと、自治体間では長野縣市町村災害時相互応援協定ですとか、NPO法人日本で最も美しい村連合災害時相互支援宣言、三遠南信災害時相互応援協定がありますが、いずれも連携市町村の数が多くて、カバーする範囲は広いと言えるんですが、実際に災害が起きた場合には、関係自治体が多だけに情報共有や応援調整などに時間や手間がかかることも予想されます。

また、南海トラフ地震など長野県を含む広域での大規模災害が起こった場合には、地理的に近いので機能しない協定もあるかなというふうに思います。

どこと結ぶかっていう正解はないと思うんですけども、少しでもお互いの防災力強化になるような、かついろんな想定をしておく方がいいのかなというようなことを考えながら自治体間の災害協定を結び、ふだんから顔の見える関係を築いておけるとよいのではないのでしょうか。

例えば美しい村連合に所属する自治体と、どこか一つとか決めまして、そういった検討をするような方法も考えられるかと思えます。

村の見解を伺います。

○村 長 おはようございます。

御質問をいただきました自治体間の災害時応援協定につきましては、どちらかの自治体が被災をしたときには非常に有効であるというふうに考えておまして、過去から話題になってはきていますけれども、具体的に話は、しかしながら進んでいないと、こういう状況であります。

日本で最も美しい村連合、この関係では、災害時相互支援宣言に基づき、連合本部——事務局があるところでありますけれども、この要請により支援などを行ってきております。具体的などころでは、南木曾町の災害では要請に応じて職員が飲料水等を届けました。また九州の自治体へは、協定を結んでいる企業を通じて飲料水の提供を行うなど、こういうことをしてきております。

村に関係のある自治体といたしましては、姉妹町村の北海道中川町、ふれあい協定を結んでいます名古屋市天白区があります。けれども、中川町は非常に距離が遠い、また天白区は自治体の規模等からどうなのかなと、つまり災害時の応援協定の締結ができるんだろうかということは、ちょっと難しいのかなというようにも今思った

りしているところでございます。

日本で最も美しい村に加盟している多くの自治体とはお互いに顔の見える関係性にあるところであります。

また、もう一つ、奈良県大和郡山市とも片桐氏の歴史的なつながりですとか金魚すくいを通じまして関係交流ができ始めております。今度もこの15日に大和郡山市の片桐地区社会福祉協議会主催で片桐ふれあい祭というのがあるんですけど、一応、片桐氏史友会という組織の代表として私もお招きをいただきましたので、そちらのほうに行くことになっております。当然、向こうでも市長がお見えになるようでありますので、そんなような関係が、今いろいろ、金魚すくいとか、片桐氏を通じて始まってきているところであります。

それで、協定締結に当たりましては、災害支援に限らず、文化ですとか産業、特産品交流など、ふだんから関係性を深められる自治体との協定の締結が望ましいんじゃないかという、何となくなんですけれども、そういうふうに思っているというふうに考えております。

いずれにしても、相手がある話でありますので、お相手が、メリット、デメリットといいますか、それから、例えば南海トラフの地震防災対策推進地域、つまり巨大地震が起きたらここところはもう大変になりますよというようなところ同士だと、これも無理だろうなということもありますので、そういう部分も研究しながら、お互いにメリットがあると思われる自治体を今後は模索といいますか、していきたい、まずは話を投げかけてみる、それが協議に進んでいけば、これは一つの正式な方向として面白い——面白いというか、いいんじゃないかなというような気がしております。

○8 番 (大島 歩) 今、村長のほうからお話ありましたが、前からその必要性というか、そういったものは感じていらっしたけれども、なかなかどこ、じゃあ具体的にどこことなると進んでこなかったのかなというような状況だったのかなというふうに乗知しました。

本当に今はいろんなところで大きな災害が起きているということもあるので、こちらから何かしたいっていう気持ちがあるときにすぐに助けに行けるとか、たまたまそれが災害連携協定を結んでいる自治体であったということだと本当に早く行けるかなっていう気がするし、その反対のケースもあるとも思いますので、ぜひ早めに検討していただければなというふうに思います。

では2番目の質問に行きます。

災害協定のさらなる拡大をということでお伺いたします。

次に、下記は宮田村等で協定がありますが、中川村ではまだ締結されていないのではないのでしょうかという協定です。

地域防災計画の中では連携先、連絡先として記載されているところもありますが、実効性と意識を高めるために協定を結ぶ必要があると考えます。

例えばですが、仮設トイレ供給・レンタルなどに関する協定、し尿の収集運搬に関する協定、応急福祉・介護物資の調達供給に関する協定、生活用水などの応急用水に

関する井戸水の供給、周辺住民に対する井戸の開放についての協定、これは企業が事業用に今使用している井戸水を対象としているものです。

それから、地震、風水害、その他の災害が発生した場合に宿泊施設・設備を避難所等として住民の受入先に提供してもらう協定、これは、例えばですけど、望岳荘とか村内の小規模宿泊施設を対象にできるのではないかなというものです。

それから商工会との協定、この意義ですが、物資調達、物資の備蓄、保管場所に関するコスト削減、地域の商工業者が支援活動に積極的に関与することで地域経済循環や地域全体の防災力強化につながるということが言えます。

また、物流やサプライチェーンに関する専門知識や経験を活用することもできます。自治体と商工会の日頃からの連携によって防災意識が向上するっていうことも言えるのかなと思います。

今も地域防災計画には書いてあると思うんですけども、具体的に協定っていうことはないのではないかなと思いますが、ちょっと確認したいです。

それから、長野県弁護士協会との災害時における相談業務に関する協定、これは、意義としては、二重ローンですとか、相続問題などが起こるんですけども、そういったときに迅速な法的支援ができるということ、被災者が生活を再建するための法的支援が可能になります。法的情報の提供、地域社会全体が法的支援を受けられる体制があることで防災力ですとか安心感が高まるというメリットもあると言えます。

それから、生活物資などの供給及び防災教育の支援に関する協定、これは、例えばですが、宮田村では興亜化成株式会社、HARIO株式会社と締結されています。避難所用のストレッチマットですとか組立て式簡易トイレ、防災備蓄セットの供給、また防災教育のコーディネートなどを行うような協定だそうです。

それで、2019年現在、宮田村のほか、伊那市、箕輪町、松川町、阿智村など長野県内26自治体とこの形で締結をされているということです。

これについての見解を伺います。

○村 長 それぞれの市町村によって、地域内に存在する企業ですとか、店舗や関係する企業等の違いがあります。これにより、災害時応援協定の締結先も当然異なってくるだろうというふうに思っておりますし、また必要とする協定分野もかなり変わってくるのかなというふうに気がしております。

御指摘の各種の協定につきましては、どれも、やっぱりこういうふうに捉えてみますと必要な分野であるというふうに考えるところでありますが、協定の実効性の確保ということを考えたときに、お互いのメリットも必要になるんじゃないのかなというふうに考えているところでございます。

まずは、いろんな分野にこだわらず、地域内に連携可能な企業等はないのか改めて見直す必要がありますし、また必要であれば、場合によるとこちら側からお声がけをするということもしなければならぬだろうというような気がしております。

また、地域内だけでは発災時に対応できない場合もありますし、対応できない分野もあるかと考えられます。地域内に企業等がなければ、必要な分野については地域外

の企業への協定の呼びかけも必要になってくるでしょう、そんなことを思います。

それで、繰り返すこととなりますが、地域の中と地域の外の双方にメリット、デメリットが当然あるだろうと思われまので、各分野について連携先をバランスよく確保するように取り組むと、こういう必要もあるというふうに考えるところでございます。

○8 番 (大島 歩) 今、村長のおっしゃるとおりに、何でもかんでも結ばばいいというものではないといいますが、結ぶことは大事なんですけれども、ちょっと後の質問にもあるんですが、実効性を確保できるかどうかというのは本当に実際に起こって見ないと分からないというところもあると思うんです。

しかし、とにかく結んでいて結んでないで何が一番大きく違ってきていると、やっぱり、防災計画には書いてあるけど、本当にどういうタイミングで誰がいつどのように連絡をするのかとか、そういうことがちゃんと決まっていなくて、やっぱりすごく混乱してしまうし、例えば相手側からしたら先にもう災害協定を結んでいるところから優先的にいろいろやっていきますっていうような話にもなってしまうかなと思うので、そういったところで協定は大事かなとも思います。

あとは、今後、じゃあいろんなところが同時に同じようなところと結んでいったときにどうなるんだっていうこともちょっと心配されるかもしれないんですけども、そういったことを例えば広域連合とかでちゃんと話題として上げていくっていうことも今後は必要かなというふうに考えます。

ですので、ちょっとまた、中川村のほうでもいろいろと——今の私が言ったことは宮田村がやっていますっていうことで参考に過ぎないんですけども、中川村にとって、ライフラインですとか、いろんな被災者が生きていく上でこれは必要であろうとかがあっていうことを、ちょっともう一回見直していただいて、確実に実行されるような形で協定を結んでいただければと思います。

では3番目に移ります。

公共性の高い場所への緊急時飲料提供ベンダー設置拡充をということでお伺いします。

緊急時飲料提供ベンダーとは、災害時に無料で飲料を提供するために設置された自動販売機のことです。通常時は普通の自販機として機能していますが、災害時に特定の要件を満たした場合に特別な操作を行うことで、無料で飲料を取り出せます。

能登半島地震、これは2007年、また2024年に起きたときですとか、東日本大震災2011年、熊本地震2016年のときにも、この自販機により多くの飲料が被災者に無償提供されたということです。

現在、中川村では役場にのみ設置されていると聞いておりますけれども、ちょっと民間のところは分かりませんが、文化センターですとか、社会体育館ですとか、公共性が高い場所、かつそこが避難場所になるような場所にある自販機については、緊急時飲料提供ベンダーに更新し、非常時の飲料供給体制を確保すべきではないかなというふうにと考えますが、いかがでしょうか。

○総務課長 初めに村の飲料水の備蓄の状況について説明させていただきます。

まず、牧ヶ原などの防災倉庫、村内5か所に2,400本のペットボトルのほうを備蓄しております。

また、耐震性貯水機能付配水管——役場の北にあるサッカーボールの大きいようなもの、そこと、あとは社会体育館の北側にあります。そこに4,000本掛ける2つの8,000本の水を貯水しております。これによりまして飲料水の確保を行っています。

続きましてベンダーの関係でありますけれども、役場庁舎に設置してあります自動販売機につきましては、業者と自動販売機設置契約といったものを締結しております。業者のほうに設置をしております。

設置に当たりまして複数の業者より提案をいただきまして、現在の設置業者につきましては、災害時の備蓄水1,200本の無償提供とAEDの設置、あとは緊急時飲料提供ベンダーなどの提案をいただきまして設置契約を締結しているという状況であります。

御指摘のとおり、文化センターや社会体育館は災害時の避難場所になり得る場所です。緊急時飲料提供ベンダーの必要性は高いというふうに考えております。

今現在、庁舎の自動販売機のような取決めはありませんけれども、設置業者に緊急時飲料提供ベンダーの必要性等を説明いたしまして、設置に向けて教育委員会と協力して協議を進めていけたらというふうに考えております。

○8 番 (大島 歩) ぜひ設置を進めていただければというふうに思います。

では4番目に行きます。

災害時における農産物調達・供給の仕組みはということでお伺いたします。

これは前回の私の質問にもちょっと関係することではあるんですけども、今回の1月に起きた能登半島地震では、長期にわたる避難生活を強いられ、被災者の住む地域によっては3か月たっても非常食や市販のお弁当が中心で、ホテルなどへ避難した被災者からも食事内容について毎日御飯と揚げ物ばかりで野菜の副菜がないといった不満の声が上がったといわれています。

6月議会でも触れましたが、非常時の食については、カロリー的には足りていたとしても、栄養バランス的にはどうしても偏りがちになるようです。このことによる心身の健康への影響は大変大きいと思われまます。

こういったことが、やっぱり最近すごくクローズアップされてきているかなというふうに思うんですけども、厚生労働省では、平成31年3月に日本公衆衛生協会が出した大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドラインに基づき、自治体職員や支援団体向けに災害時の栄養管理や食生活支援の方法を示しております。平時からの備えや発災時の対応、部署間の連絡や災害時の食に対する全体的な意識向上が重要であるというふうに書かれております。

今後、この問題への関心はますます高まると考えられます。

その点に関して、中川村では、米、野菜、果物などが栽培され、季節にも——端境期とかいろいろあるんですけども、よるかもしれないんですが、村全体が食料備蓄

庫であるともいえると思います。

それで、もし中川村で大規模な災害が起こった場合にこのような農産物を活用することができれば、栄養バランスの取れた食事を提供できるのではないかなというふうに思います。

中川村産の農産物に限りませんが、災害時における農産物の調達と提供に関して、村の現状や仕組みはどのようになっているのでしょうか。もし、その仕組みですとか、例えば提供してくれる農家さんですとか、間に入る流通業者さんですとか、そういったところへの周知などに課題があるとしたら、それはどういったことでしょうか、お伺いします。

○総務課長

初めに食料の供給の件について改めて説明をさせていただきます。

発災直後は、村が備蓄している非常食ですとか、各自が持つ常備食の対応になり、物流の確保が前提となりますけれども、国や民間からのプッシュ型支援により、パンや即席麺、缶詰め、レトルト食品などが供給されます。

能登半島地震では2日目よりパンが配布されました。発災から数週間が経過し、ある避難所では自衛隊やボランティアの炊き出しが終了し、昼、夜はお弁当の配布に変わりました。確かに栄養面での偏りは否めませんが、食事の供給体制に大きく影響を受けたというように思われます。これは能登半島地震におきまして輪島市へ派遣した職員の係長がちょっと感じてきたところだそうです。

村の計画上、災害時の食事提供に係る食材の調達につきましては、村内または近隣市町村の業者から購入することとしています。これにつきましては協定を締結しているというところであります。

それが間に合わない場合につきましては、近隣市町村及び長野県に対し種類及び数量を明示して要請することになっています。

大規模災害時には近隣市町村も被災していることが想定され、安定的に食料が確保できるか不透明な部分もありますが、そうなった場合につきましては県を通じて近隣県への要請も想定をされています。

そのような中で、災害時の地域産の食材を利用するといったところにつきましては、今現在はうたわれていないという状況であります。

栄養バランスを考えた食材の提供については非常に重要なことということで、ガイドラインのほうも読ませていただきまして、食の重要性を非常に感じたところあります。

しかし、平時のように食材の安定的な供給や供給態勢の構築が可能かどうかについては検討が必要かと思えます。

課題としましては、季節ごとに十分な量と種類の食材を確保すること、被災時に生産者も同時に被災しているというような事態にどう対応するかといったような課題があるかなというふうに思っております。

○8 番

(大島 歩) 今お答えいただきましたとおりに、なかなか地域の中のものを利用していく仕組みっていうのは、今はあまりないのかなと、はっきりしたものはないの

かなというふうに感じております。

もちろん、被災時になったら、村の農家さんで、御自身がすごく大きな被災をされていなければ、もううちの野菜を使ってくれとか、うちの米を出すぞとか、果物を出すみたいなかで出してくださる方は、多分ほとんどの皆さんが出してくださるのではないかなというふうには思います。

ただ、思うんですけれども、何ていうか、ずっと、ずっとそれを、じゃあ1か月2か月と出し続けることができるか、量的なこともそうなんですけれども、やっぱり、それは本来であれば農業として販売して、売ってそれで生計を立てるものであったはずのものをボランティア的に出される方が多いと思うんですけれども、それを1週間できても、1か月ずっと、じゃあうちの米を使ってくれって言って出させていただきたいなことはすごく難しいのかなというふうに感じております。

私も農家として、ずっと無償で出し続けることは難しいのかな、カップラーメンとか、そういったものはちゃんと村がお金を払って買っているのに、農家さんのものはずっと何か気持ちだけで出すみたいなのは、ちょっと難しいんじゃないかなというふうに感じたこともありますので、しっかりしたそういう調達の仕組みみたいなものをつくって、村はこれだけの予算で災害時に何か起きたら野菜とか果物とかを買いますよみたいな予算をちゃんとつけておくみたいなのも私は一つ大事なことなんじゃないかなというふうに感じております。

そこで、ちょっと2番目に行くんですが、提案ですけれども、例えば今災害協定を結んでいるマルトシさんですとか個人の玉屋さんみたいな商店などを集荷場所として、コーディネーター的な役割をする人が間に入って農家から農産物を買って炊き出し拠点や被災者のニーズに応じて分配するような仕組みが考えられないでしょうか、これは本当に提案なんですけれども。

それで、農産物の情報とか集荷、配送については、農業観光交流センターの職員さんですとか、給食の地産地消の取組、また直売コーナーを管理するマルトシさん、JA上伊那などの方々が多分情報を持ってらっしゃると思います。どこに、いつ、どんな野菜とか果物とか穀物があるかみたいなことは多分結構承知されているんじゃないかなと思いますので、そういったふだんから間に入っている方と連携して、そういったノウハウを活用しながら、じゃああその炊き出しの拠点ではこういったニンジンとゴボウが欲しいよとか、そういったことをコーディネートできるといいんじゃないかなというふうに思います。

それで、こういうことをやっている自治体ってちょっとあるのかどうか、私も調べ切れなかったんですけれども、なかなかないと思うんですが、ちょっとそういうことを考えていったら、今、能登半島ですとか、いろんな被災地で起こっているような状況がここでは起こらないし、こういう仕組みができれば、そういうことが全国に広がっていくと、今そういう栄養士の団体の方とかがすごく危惧されているような避難、被災地の食の生活の劣化というか、貧しくなってしまうみたいなのに対して何か手だてができるんじゃないかなというふうには私は考えております。

○総務課長 以上について改めて見解をお伺いします。
御提案、大変ありがとうございます。
今現在、食料の供給に関する協定は、品目の中に食材は記載されておきませんが、今後、協定先の意向を確認し、被災者の幅広いニーズに対応できるか、人的な配置も含めてそのような体制づくりが可能かどうか検討することはできるというふうに思っております。

○8 番 また、先ほど答弁しましたけれども、季節ごとに十分な量の食材を確保できること、また被災時に生産者や調整を担う者が同時に被災しているというような事態にどう対応していくかといったような課題も考えられますので、今後のことも含めて研究していく必要があるかなというふうには考えております。

(大島 歩) 私も農家という立場から、また学校給食などで地産地消の取組みたいなものに関わってもおりますので、そういったところでもちょっとこういったお話を何となく話題として取り上げながら、本当に被災時であっても、みんながなるべくおいしくて温かくて、中川村のもので作ったものとかが食べられるっていうような、そういった体制を一緒につくっていただければいいかなというふうに考えておりますので、ぜひ、ちょっと研究を進めていただきたいと思います。

では5番目に行きます。
災害協定を実効性あるものとするためにということでお伺いいたします。
災害協定を締結していても、大規模災害時には、行政、民間のマンパワー不足や施設、設備の故障、不具合、破損及びルールの不備、コミュニケーション不足などにより、災害協定がスムーズに機能しないおそれがあります。
一般財団法人日本防火・危機管理促進協会の「災害時応援協定のすすめ ～災害を乗り越える官民のパートナーシップ 16 ステップ～」という資料を参考に質問いたします。こちらは資料のほうにも載せております。
資料1は、実際に東日本大震災時に発生した連携がうまくいかなかった事例です。こういった事例を踏まえて同協会が提案しているのが、資料2ですが、「災害時官民連携の実効性確保に向けた16ステップ チェックリスト」です。
参考資料については、さらに詳しくホームページで見ることができますが、過去の分析やこのチェックリストを参考に災害協定をより実効性あるものにしていく必要があると思います。本当に理想ではあると思います。いろいろ大変な部分もあると思うんですけども、現段階での中川村における災害協定、災害時官民連携についての課題ですとか今後の展望についてお伺いいたします。

○村 長 災害時の対応について、どこまで対応すれば大丈夫だという到達点というのは、なかなか手探りですから、実際になってみないと分からないということもありますので、そういう到達点については非常に不明ではありますが、今紹介いただいたのが被災をしたところの事例、これを研究した結果かなというふうに思っておりますので、今回の御質問の中で不足していると思われる課題等を御指摘いただいたなというふうに思っております。

担当部署も現状で十分というふうには考えておりませんので、備えと準備がこれから必要だなというふうに感じたところでございます。

災害時の応援協定につきましては、チェックリストに当てはめると不足している部分が見えてきます。
まずは、現在締結している協定が災害発生時に協定の実効性が担保されるかどうかということが、先ほども答弁させていただきましたが、やっぱり大事だと思っておりますので、こういったことを中心にまず考えること、それから村の建設業協会ですとか官公庁、中部電力、NTTなどは、年に1回、顔を合わせての確認を行っております。
民間では協定締結後の確認や顔合わせをしていないところもありますので、そのために、まずは現在の協定先との協定事項の再確認、それと顔の見える関係の再構築、これを改めてやってみたいというふうに思います。

また、今御紹介をいただきましたパートナーシップ16ステップを見ると、様々な分野、内容の協定の例が示されております。協定の分野の整理を行いまして、不足していると思われる分野については必要な協定締結の検討ですとか、先ほどもお答えしましたけれども、地域内、地域外の企業、それから関連団体との協議、これを進めていく必要があるというふうに思っております。

また、さきにお答えをしましたとおり、自治体間の災害時応援協定の締結先の選定、それと協議をまず始めていきたい、これを第一の念頭に置いていきたいなというふうに思っております。

それから、先ほど御指摘をいただいたところでありますけれども、中川村は農産物の備蓄基地みたいなところがあるというお話でありました、実際にそうなんでしょうか。

それで、常にボランティアというか、好意で出していただけるっていうものも限界があるかと思えますし、もちろん時期にもよりますので、そういうときにやはり安定的に供給するにはどうしたらいいかっていうことは、先ほど総務課長のお答えしたとおり、こういう分野からも、マルトシさんはじめ、JA、こういったところを交えながら、いざというときにはどうしていくべきか、体制はどうか、これも研究をしていきたいというふうに思っております。

それから、予算的には、こういったものは恐らく予備費で緊急に対応すればいいと思っておりますので、そのために予算取りをするってことは、まずは必要ないんではないかなと、こんなことも思っております。

○8 番 (大島 歩) 今、村長にお答えいただきましたとおり、不足している部分についてはまた見直ししていただいて、協定のほうを結んでいただいたりし、年に1回顔合わせてっていうお話もありましたが、それは本当にいいことだと思いますので、ぜひ、そういうことが今はできていないところ、協定は何年前に結んだかなとか、そういうふうになっているといけないので、防災の訓練とかのタイミングに合わせるとか、ちょっとそこら辺は分かりませんが、そういったときにできるといいかなということと、これをちゃんと村民の皆さんにお知らせするというのもすごく大事なこ

とかなというふうに思います。

みんな何となく、災害、例えば地震が起きたらマルトシさんとかで何か物資が出てくるのかなとか、ぼんやりと知ってらっしゃる方はいらっしゃるかもしれないんですけども、ちゃんとそういうことも知っておいていただいたほうがいいのかなというふうに思います。多分知らない方がいっぱいいらっしゃるんじゃないかなと思います。玉屋さんともちゃんと連携協定を結んでいるんだよとか、そういうことを知らない方もいっぱいいらっしゃると思いますし、そういった啓発というか、周知徹底みたいなことも併せてお願いできればなというふうに思います。

それから、村長のほうから、今、予備費の中からそういった農産物の買上げみたいなことはできるっていうようなお話があったと思うんですけども、それも農家さんが知らない、本当に最初の1週間とかは無償提供するかもしれないし、いや、そうじゃなくて、ちゃんと買上げますよっていうことが最初から分かっていたら、ちゃんと、もっと出せるかもしれないとか、きちんと出せるし、安心して、これはいつまで続くんだろうみたいなことにもならないのかなっていう気もするので、これからその仕組みも考えていかなきゃいけないと思うんですけども、そういったこともまたタイミングでお伝えしていければいいかなというふうに思います。

また、今まで私が偉そうにこうやって言っていますけれども、我が家の防災についてもちゃんと見直して災害に備えていきたいというふうに感じました、

では1点目の質問を終わります。

2点目の質問についてお伺いします。

「小水力発電の可能性調査実施を」ということでお伺いいたします。

昨年3月に中川村と中川村議会はカーボンニュートラル宣言を共同で発出し、本年3月には中川村地球温暖化対策実行計画区域施策編が策定されました。

また、本年7月末には地球温暖化対策推進協議会が発足しました。村民、民間事業者、村、議会などが一体となってゼロカーボンを推進するとともに、エネルギーを通じた地域経済の活性化やエネルギー自治の実現に向けて様々なアクションを具体的にやっていくときがきたというふうに思っております。

数あるアクションのうちの一つとして、中川村における小水力発電開発の可能性について質問いたします。

小水力発電というのはいろんな定義があるようなんですが、ここでは出力1,000kW以下のものを定義したいと思います。

1番目として、中川村における小水力発電の可能性が想定される河川はということでお伺いいたします。

資料3に示しますように、中川村地球温暖化対策実行計画区域施策編においては「村内河川を活用し2050年度までに2地点で計602kWの小水力発電所を新設し、合わせて0.75千t-CO₂の排出削減量を見込む」というふうにされております。そのうち2030年度までには設備容量403kWの小水力発電を導入することが一つの目標となっております。

ここに示されている403kWないし602kWの発電を見込む村内河川とは具体的にどこを想定されていますか、お伺いします。

○建設環境課長

昨年度の村地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定するに当たりまして、村内において生産できそうな再生可能エネルギーの洗い出しと数量等の試算を行ってまいりました。

その一環として小水力発電で採算が見込める可能性が考えられる村内6か所の調査を行ったところ、四徳川中流域及びその支川である小河内川下流域の2か所において発電が可能ではないかというところでありました。

また、発電量については、四徳川下流域において長野県企業局が水力発電事業を行っている四徳発電所の取水量等のデータを基に試算を行ったものであります。

○8番

(大島 歩) 今お答えいただきました。四徳川中流域ですとかその支流ということで想定があるというお話でした。

では、それを踏まえて2番目の質問に行きたいと思えます。

中川村で小水力発電をする意義と可能性調査実施へ向けた提案ということでお伺いいたします。

資料4に示しましたとおり、小水力発電については幾つかのメリットですとかデメリットがあります、デメリットとかも裏を返せばメリットになったりもするんですが。

特に水力発電については、各種の事前調査が必要であることや、水利権や河川法にかかる法的手続、地元関係者の方や漁協などとの調整、合意形成、工期も内容によっては長くかかる可能性もあり、発電開始までのリードタイムが大変長いということが課題です。場合によっては四、五年ほどかかることもあります。

したがって、もし区域施策編の目標どおりに2030年までに最初の小水力発電を導入しようとするならば、今から準備を始めなければなりません。

資料5に中川村が小水力発電に取り組む意義ということで、私なりに解釈して書いたんですけども、実施に当たっては、できるのかなとか、いろいろな心配とか疑問があるかなと思います。私が小水力発電みたいなことを周りの方に言っても、そんなのみたいなふうによく言われますから。

でも、今や全国各地、長野県内では小水力発電の新規の電源開発ですとかリニューアルも進んでいて、皆さんも御存じかなというふうに思います。民間の会社や企業局が取り組むものもあれば、官民協働プロジェクトでの発電所も生まれております。

中川村は、そういった先にやっている皆さんの事業がどうなっているのかなみたいな、どういうふうにやったのかな、どういう河川を使ったのかなとか、どういう主体でやったのかなとか、そういったことを見ながら、その知見ですとか、また外部の力などを生かすことができる、そういう後発の利があるのかなというふうに感じております。

また、南向発電所を持つ中川村は水力発電所というものになじみがあるんじゃないかなというふうに思いますし、美しい建物があって、地域の宝というふうにもなっております。

そういった背景を持つ村として、中川村の自然の恵みである水というものを生かして、新たな小水力発電を官民協働で造って運用し、利益を地域に還元し、村民が多様に関わっていくことができれば、これもまた地域の誇り——シビックプライドとか言いますけれども、そういったものになっていくんじゃないかなというふうに思います。

また、そういった過程をやっばり村民の皆さんにお伝えしていくことで、今はエネルギーって、やっばり遠くのアラブの石油王から買ってみたいいな遠いものっていうところ意識から、何かエネルギーって自分たちの足元でもつくれるんだなっていうふうな、そういった意識ですとか、ゼロカーボンに対する意識も向上していくのではないかなというふうに私は考えております。

ただ、現段階では、じゃあ誰が主体となって小水力発電事業をやるのかということが決まっていないうために着手できないっていうふうなお考えもあるかなというふうに思います。

資料6は高森町の事例です。

ここでは町が主導して可能性調査を実施し、その業務を長野県企業局に委託しているそうです。

担当の方にお伺いした内容を資料のほうに載せておりますが、委託費用は40万円程度で補助金は利用していないっていうお話でした。補助金を利用すると必ず事業をスタートしなければならない縛りとか、何かいろいろがあるので、今回はこういう形で、町のほうでやったということです。

それで、この小水力発電事業は、じゃあどなたがされるんですかと、もう主体は決まっているんですかというふうにお尋ねしましたところ、現時点では可能性だけを調査するっていうことで、調査の結果、費用対効果などが見込める、望めるようであれば事業化したいが、事業主体や決定方法はめどが立った時点で検討するということで、決まっていないというお話でありました。

小水力発電においては流量調査というものをしなければ次の段階へ進むことができます。少しでも早く、2030年までになっていることであれば余計になんですけども、少しでも早く可能性調査をまず村が始めるっていうことを私は提案したいと思うのですが、いかがでしょうか、村の見解をお伺いいたします。

○建設環境課長

先ほどの御質問で回答させていただきました四徳川における発電事業を中心としまして、昨年10月、長野県の企業局南信発電管理事務所の職員の方と村の担当者におきまして懇談を行っております。

村からは、四徳川中流域、これは四徳発電所の取水口よりも上流において取排水を行うことにより、四徳発電所の取水量等に影響を与えないという前提でございますが、こちらにおきまして小水力発電を行うということをめどする検討を行いたいとし、企業局からはできる範囲で協力をするという回答をいただきました。これにより取水量データなどの提供をいただいたところであります。

また、実際に発電事業を行っている見地から、維持管理、特に大雨時における濁流水や流木、秋の落ち葉、枯れ枝、冬の流量低下や凍結対策等、様々な課題があり、そ

の多くは監視や遠隔操作により解決できる問題ではなく、取水や発電設備における所作が求められるというような内容でありました。

村におきましては、四徳発電所のほか、中部電力南向発電所など、水力発電になじみがあるという主旨ではありますが、先ほど述べましたような課題を含め、発電事業に関し村民や村内企業が深く理解しているということは言い切れない、こういった面があるというふうに思っております。

村としましては、このような状況を踏まえまして、さきに発足しました中川村地球温暖化対策推進協議会において既設の小水力発電所の視察研修などで見識を深めていただくこととともに、今後の方向性について御協議いただきたいというふうに考えております。

あわせてであります、村では電気をつくる創電事業に係る研究を専属的に進めていただくための地域おこし協力隊員をこの10月から雇用する予定であります。

この隊員には、太陽光、小水力、木質バイオマスの3種の再生可能エネルギーにつきまして当地域での発電事業化の可能性の調査、研究を行っていただき、地域新電力会社などの事業体の設立を具体的に進めていただくということになった場合にキーパーソンになっていただけるよう、今後、研さんを積んでいただくという予定であります。

村としましては、こういった人材を確保、育成するとともに、今年度策定を進めている地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画などと整合を図りながら財源見通しを立てた上で、住民の理解を得ながら、できるだけ早期にカーボンニュートラルの実現に向けたアクションを起こしていきたいというふうに考えております。

○8番 (大島 歩) 今、課長のほうにお答えいただきましたが、本当にできるだけ早くにっていうことで、どうしてもまだ理解が深まっていないということがあると思うんですけども、本当に見学に行ったりする、それでみんなで考える機会をつくる、話し合うっていう機会をつくることはすごくいいことだと思いますので、視察のほうもぜひ早めにやって、話し合いの機会を持っていただければなというふうに思います。

また、地域おこしの方が10月から来られるということで、本当にそこがスタートになるかなというふうに思いますので、大変よかったなというふうに思います。

それで、今、維持管理のところが大変だよというようなお話があったんですけども、それも裏を返せば、逆に仕事の一つできるじゃないかっていうことも言えるかなというふうに思いますので、そういった観点で、維持管理を地域の人にやらせてもらうことで、そこで地域にお金が落ちるよね、それが地域経済循環につながるっていうことだと思いますので、そういった観点からもお考えをいただければなというふうに思います。

本当に早めに早めに進めないと、小水力発電は何しろ時間のかかることですので、早期にいろいろと進めていただければなというふうに思います。

では、以上で私の質問を終わります。

○議長

これで大島歩議員の一般質問を終わります。

○9 番

次に、9番 大原孝芳議員。

なお、大原議員から資料配付の請求がありましたので、これを許可してあります。
(大原 孝芳) 私のほうからは2問を用意いたしております。

まず初めに「村の観光産業施策の方向性について」という題で質問したいと思いません。

前段、観光産業ってありますと、非常に、何ていうんですかね、中川村にとっては特別な観光地のようなところが——陣馬形とか、いろいろ、望岳荘とかもあるんですが、特段多くはありませんので観光産業という捉え方がなかなか難しいのではないかと感じております。それに代わって、今は観光農業とか、産業を横断的にして農業で観光に来ていただくとか、それから食べる物を、例えばいろいろなレストランをやったりして、そこに来ていただくとか、そういった面で観光として捉えていくとかっていうようなこともできるんですが、村の中で一つの事業をこれは観光部門とか、産業別にするっていうことはなかなか難しいっていうようなことじゃないかなと考えております。

それから、今回の質問に当たっては、第6次総合計画の中の後期5年間の基本計画の策定が始まるということもありますので、観光というものについてどういう捉え方をして、それから、その5年間でどういうふうを考えていくかっていうことの一つのたたき台にいただければありがたいなと思います。

村長の最初のお話にもありましたように、望岳荘の状況なんかも説明いただきました。これが一つの村の今の観光の指標にもなると思います。黒字ということですので、コロナ以降、それなりの人が来ていただいている。

それから、村においては、今真っ盛りのブドウの観光客ということで、南田島の駅のところに大勢のお客さんも来ていただいているでしょう。

それから、村にとってお金がどういうふうに動いているか分かんないんですが、渡場のイチョウの木は毎年メディアで捉えていただいて、テレビニュースにもなりますし、それから桜についても、大草城址の桜もそれなりの人が来ていただいている。

それから、言うまでもなく、陣馬形については本当に多くの方が来ていただいていると、そんな認識もしております。

そういった中で、今後、中川村の観光というものをどういうふうに進めていくかっていうことが非常に気になるところでございます。

今までは、そういう中で、中川村の観光は、中川村だけでは多分完結しないだろうということで伊南DMOという組織を立ち上げようとか、それで上伊那広域でDMO、それで南信州とのそういった連携をして、いろんな中川村にも寄っていただくっていうようなことを模索してきたと思います。

伊南DMOについてはいろいろ不祥事があってなくなってしまったんですが、DMOっていうのは、どっちかっていうと国のそういった施策に乗って、補助金をいただきながら広域で組織を立ち上げて、その中でいろんな学習をしながら広域で栄えていくと、そういうような組織だったと思います。

○産業振興課長

現在、伊南DMOはなくなりましたので、上伊那DMOがどういうふう動きをしているか、それから南信州については、私の記憶ですと、以前農は農家泊というものをつくりましょうということ——コロナ前だと思うんですが、中川村も子どもさんとか、中学生だったかな、大勢の方を受け入れて、それで中川村でもたくさんの農家民泊をつくりましょうっていうような動きもございました。それがコロナ以降はどういうふうになっているか、そんなこともちょっと気になりますので、ぜひちょっとそこら辺について聞きたいと思います。

半括弧1番でございますが、そういった過去のDMOの活動実態、それから南信州観光との連携についての効果、あるいはまた今後もこれを続けていくとすればどんな課題が考えられるかっていうことをまずお聞きしたいと思います。

ただいまの御質問につきましてですが、まず長野伊那谷観光局、こちらについてありますけれども、令和2年に登録DMOとなりました。それから4年が経過しております。

活動の実態としましては、令和5年度の活動報告からのものになりますけれども、まず地域住民を巻き込むといったところから、巻き込みながら地域課題の抽出等を行っております。その結果を具体的な活動計画へ落とし込むといった作業も行っております。

特に注力している活動としましては、インバウンドの誘客推進、まず台湾市場に向けたコンテンツの可視化やプロモーション活動の実施——PRの関係になりますけれども、そういったもの、それから欧米豪市場に向け伊那谷への明確な流入経路、こういったものをはっきりさせる、明確にした資料の作成等を実施しております。

また、広域観光としてリニア中央新幹線の開通、三遠南信自動車道の整備、こちらを見据えた伊那谷広域観光プランの策定に向け、南信州、木曾広域等、関係団体との連携を図り、取組の強化をさらに図っております。

ほか、サイクルツーリズムの推進ですとか、観光のマーケティング調査など、令和5年度に計画された事業を実施、中川村としても会員として事業の協議、実施に加わっております。

一方、南信州観光公社、併せて南信州リゾート株式会社との連携についてですが、修学旅行プランの一部、田舎暮らしの体験、こちらは先ほど議員の質問にもありましたけれども、農家民宿の関係になりますけれども、登録されております農家民宿、こちらで行いまして、中川村内は数値的にも明確な実績が上げられてきております。

課題としましては、上伊那と南信州の間に位置する中川村が目指す広域連携の在り方、県外からのインフラが整備される中、中長期的な観光客動態の分析、観光に携わる事業者等の後継者不足等、多くの課題が取り上げられます。

広域観光の充実と並行して村に潜在する観光資源をさらに掘り起こすといったことも重要な課題と感じております。

○9 番

(大原 孝芳) 今、課長のほうから答弁いただきました。

私が今お聞きして、想像した以上に活動しているというふうに思います。特に、D

MOですかね、上伊那広域っていうか、そういう、ちょっと名前は違うんでしょうけど、そういう形でやられているっていうことです。

私たちが議会でお世話になったときに、なかなかその情報が、質問すれば入ってくるんでしょうけど、なかなかそういった情報があまり私にはちょっと入ってこなくて、何をやっているんだろうなっていう思いではいました。

それから、今聞いていて、課題にもなるんでしょうけど、木曾とのとか、インバウンドの問題とか、そういったことを模索していくっていうことなんでしょうけど、実態は全然そうっていないんですよね。つまり、木曾には外国の方がいっぱい来ていらっしゃるんですけど、それが全然流れてきていないとか、それから、なかなか、何ていうんですかね、実態が、学習はいろんなことをやっているんでしょうけど、その効果が見えてこないっていうか、というふうに私は思うんです。

例えば5月の連休とか、皆さんもいろんなところへ出かけられたでしょうけど、報道なんかでは、オーバーツーリズムの話で、もう日本中が困っているわけなんですけど、伊那谷は本当に割とスムーズに、来ているんでしょうけど割と静かに来ていたような気もしております。

それで、また次の質問にもなるんですが、当然、リニアの開通とか三遠南信自動車道っていうような言葉は、もうずっと先から見据えた形で観光っていうのを捉えているもんですから、今回の中川村のこういった後期計画でも、リニアのことはもう書けないですよね、もう10年先って分かっちゃっているんですからね。

それから、やっぱり大きく転換しなきゃいけない時期だと思うんですよね。もうリニアは、はっきり、もう、早くて10年ですから、それ以上延びる可能性もありますので、これは、もうリニアで観光集客しようとかっていう話は、ちょっと、何ていうんですか、議題には乗らないような気もしております。

ですので、ちょっと次の質問をさせていただきながら、また随時お話をしたいと思えますが、まずリニアの影響っていうのを当初はどのように捉えていたんでしょうかね。

質問ではリニア開通に伴う影響はないかっていうことで、当然あるんでしょうけど、例えばリニアが開くと——三遠南信自動車道って、ちょっと私もいつ開通するか承知していないんですが、どういうふうに、例えばリニアが開通すると人が来て、中川村あたり、伊那谷へどんな人が入ってくるっていうような、そこら辺がもし分かりましたら、どういうような構想だったか、ちょっといいですかね、答えられれば。

○村 長 直接の御質問にはないかと思いますが、関連していると思われますのでお答えをいたします。

リニア中央新幹線が開業して長野県駅が開業する、何だ、東京のあれは、名前がすぐに出てこない、品川—名古屋間が2027年に開業した暁には、あれは物の運搬よりも人の移動が非常に早くなるということですから、ビジネスですとか、今おっしゃったように観光、こういったところでのつながりは十分に今までにない交流ができるだろうという予測は立てておりました。

といたしますのは、インバウンドの話が出ましたが、実は、東海道新幹線ばかりじゃなくて、日本の新幹線については、外国人がこれに乗ることに一つのステータスではありませんけれども、一つの経験値として非常に新幹線を見ているということがありますから、これの倍近いというか、時速500kmですから、そういった意味では非常に違う意味での需要があるだろうと、それにこの地域のスポットというか、いろんなところと結びつくと非常に面白いなという考え方が一つはありました。

それ以外には、二拠点居住にやはりこの地域が選ばれる可能性があるということを考えておる、これは二拠点居住ですから当然日本人でございますけれども、そういう、この地域、南信州が地域としてメリットが出るだろうということを考えておったことは事実でございます。

○9 番 (大原 孝芳) すみません。ちょっと想定していないことをお聞きしました。

リニアが今度開通延期になるということで、2034年以降とかですかね、ですので10年、それから、何ていうんですかね、それもまだ分かんないっていうことでありますので、私は、あまりそこら辺を期待してやるんじゃないくて——三遠南信自動車道が開通っていうのは、すみません、これも想定として分かっていますかね、村長のほうで、すみません、お分かりならちょっとお聞かせください、大体。

○議 長 どうしますか、答えますか。(大原議員「ごめんなさい」と呼ぶ)

○村 長 これは分かっています。

○9 番 (大原 孝芳) ですので、私が言いたいのは、そういった中で、もう私たちがずっと、リニアと三遠南信自動車道については、これが開通すれば、これからすごい夢ではないでしょうけど、いろんな交流が始まるっていうことで、ずっとここ数年間は来たわけです。

それから、先日の中部伊那の議会の中でも三河、遠州との交流をどういうふうにしようかっていう話も出ていまして、ぜひ、そういったことで、距離的にはそんなには変わっていないんですけど、海と行き来できれば本当にこれからは楽しいよねっていうような話もしてきた中で、しかしながら、あまり今の観光っていうものを、そこだけに重点を置いていたがゆえに、ちょっと立ち止まっちゃっているっていうか、だから、もう少し観光っていうものの見方を変えていかないといけないんじゃないかっていうことも、ちょっと私はこの質問を考えたときに思いました。

したがって、ちょっと後のほうでも言いますね。もう少し現実を、今どうなっているかっていうところを見て、中川村にいいところがあればどんどん今のうちからしっかり掘り起こしておくとか、そういうところの結論に至るんですが、じゃあ次に進めます。

半括弧3なんですけど、外国人旅行者を増やすための取組が必要っていうことで、これも、望岳荘の去年の株主総会のときにも、ぜひインバウンドでほしいよねっていう話なんですけど、なかなか中川村には来ていただけないような状況だと思います。

しかしながら、長野県には、例えば白馬とか、先ほど申しました木曾とか、そういうところには本当に人が来ているそうです。

私もこの前、県議会の会派の皆さんと話す機会があって、ちょっと聞いたんですが、それは長野市議の長野に在住の方ですが、長野市でさえ、新幹線で外国人の方が見えますでしょ、長野駅へ降りた途端に観光バスに乗ってどこへ行くかっていうと、白馬へ行っちゃうそうなんです。善光寺じゃないんです、白馬へ行っちゃうそうなんです。もうそのくらい、ある程度行くところが、もう完全に長野県の中でも決まっています、当然、伊那谷にはなかなか来ていただけない。今、一番は白馬だそうですね、が一番多いってその議員は言っていました。

そういうことを踏まえて、私は——外国人の旅行者たちがなぜ、どういう形で長野県なり全国のところへたどり着くかっていうと、これもまた私の浅い情報でちょっと述べさせていただきますが、みんなSNSで見て、それが拡散されて、それでどこに何があるかっていうことをみんな共有しているらしいんですよ。

ですので、皆さんもテレビの情報なんかで見たと思うんですけど、例えば富士吉田市みたいなところで富士山とコンビニがセットになってインスタ映えの写真を撮るとか、そういうのが迷惑行為になっていたりすると、つまり、その情報が発信できているから来るらしいんですよ、それで、そこへ集中してしまうと。

ですので、何ていうか、観光資源がないからとかじゃなくて、やっぱり情報の持って生き方っていうのが、例えば、人をもし呼ぶとすればそういうのが大事じゃないかと思えます。

それで、私も浅い知識で、デジタルマーケティングって——私はできないんですが、こういった、どういうふうにしていった方々に発信していくかとか、そういうこともある程度、観光に携わっているプロの方たちのマーケティングでいろんなことを調べるんでしょうけど、例えば村の中でそういったことを、例えば望岳荘ですよ、望岳荘でインバウンドのお客さんほしいよねっていったときに、どういうふうにしてその情報を発信するかっていうと、例えばマーケティングですよ、それで当然SNSですよ。

そうすると、その中に、例えば言語として、日本語だけでは多分駄目なんですよ。つまり、英語圏の人たちに読んでいただくには英語、まあ、翻訳ソフトがあるらしいんですよ。

だから、そういうことが例えば可能かどうかっていうことも、例えばDMOなんかでの大きな組織の中にそういった方が中にいらっちゃって、そういう方をお願いしたりして、それで、中川村はそこに参画しているものですから、そういう人に依頼してやっていくっていう方法はあるんでしょうけど、例えば村の職員の皆さんにそんなことをやれというわけじゃないんですが、そういうようなことをしていかなないとなかなか到達しないんじゃないかなと私は考えるんです。

そこら辺に対して、どうなんですかね、デジタルマーケティングっていう言葉を私もよく理解していないんですが、今はそういうことだと思うんですが、どうですかね。

ただいま御質問にありましたデジタルマーケティングに関してでありますけれども、

○産業振興課長

これに関しましては、インバウンドをはじめ、現在の観光情報、これの入手の代表的なコンテンツになっているというふうには認識しております。

一方、その種類についてはたくさんございまして、SNSであるとかアプリ、SEO、あとは動画、こういったものにわたっております。

あとはそれにかかる労力ですとか時間、こういった人的な負荷については、専門的な知識とか技術、そういったものが当然必要であるという認識もしております。

まず、中川村で言いますと、農業者、こちらを取り上げますと、既にインターネットで、作物、こういったものの販売、体験案内、こういったものは農業者の方でも既に使っている方がおられます。

また、陣馬形山ですとかアウトドア関連の関係でありますけれども、こちらについても、インターネットを利用したいいわゆるマーケティング、こういったものも既に行われております。

現段階では、先ほどありましたが、外国語への変換ですとか、そういったもの、こちらについては、村として対応しているとか、そういったことは特にございませんが、インバウンドに今の話は特化しておりましたが、日本国内、もちろんインバウンドになればそれに対応する外国語等が必要になってくると思いますけれども、現在、観光協会ですとか、農家さん、既に取り組みれつつございましてけれども、改めての推進っていうのは、特に現在のところ考えてはおりません。

デジタルマーケティングですが、観光のPRの一つのツールとして重要な位置を占めておられ、それも事実でございますので、可能な限り、村としても、利用または環境整備、こういったものへ取り組む事業者さんへの支援体制っていうのは今後必要になってくるのではないかなと思います。

○9 番 (大原 孝芳) デジタルマーケティングって私もよく分かっていないんですが、実際にSNSでどんどんやっている方もいらっしゃる、例えばW a q u a さんなんかは多分そんなようなことでやっているんじゃないかなと思いますし、また農産物の販売促進についてもやっているっていうことで、そういうことの取扱いに慣れている方は、一番、何ていうんですか、得意な分野であればいいことだろうし、また言語については、今、課長のほうで、もしそういうのがあれば、ぜひ一緒になって考えていきたいというようなお話だと思います。

それで、ちょっと次なんですけど、半括弧4の、私もここに書いたんですが、一棟貸しの宿泊所っていうのが三共でございます。n a g a r e っていう会社さん、n a g a r e っていう会社、法人名かは、ちょっと……。n a g a r e っていうような名前でも多分インターネットに掲載していると思います。

その発祥は、飯島町の道の駅の東側のほうの田んぼのど真ん中に民家がありまして、そこへ、3年ぐらい前から、メガバンクにいらっちゃった御夫婦が退職されて——リタイアされて、リタイアじゃないわ、途中で辞められて、まだ若い方ですね、その方がリフォームして、そこを一棟貸しですから素泊まり、素泊まりで、料理は原則的に自分で作るらしいんですけど、料理を用意しろって言えば用意されるそうです。

用意してほしいって言えば出すそうなんです。

それで、1人がいいお値段なんですよ、例えば1人2万円3万円が当たり前で、そういうような仕事をされています、その方が、たまたま三共の——私は近くなんですが、地に1棟の空き家ができて、それはまだ築十数年しかたっていないんですが、そこを買っていただいて、不動産屋さんを通し、それで、それを買われて、改装してそこを始めました。

以前、新聞には1回載ったことがあるんですが、すごい盛況で、最初に始めた飯島よりも中川のほうがお客さんは多いそうです。私もいつも通るもんですから見ていますと、平日も来ている方がいらっしゃいますし、それから、結構、女性のグループとか、それから——当然、泊まっているとあそこら辺を散歩するんですよ。ですので、知らない方が私の家の辺を歩いたりして、それから、ここにも書きましたが、外国の方も見えています、外国の方が私の家の周りを散歩しているもんですから、非常に目立ちますよね。そういうような状況があります。

それから、古民家レストランっていうのは、ちょっと私は飯沼のことを思ったんですが、立派な古民家さんで、あそこで沖縄料理をやられている方も、非常に盛っているってお聞きしますし、また、特に村外の方からあそこはすごいいいよねっていうような話を聞いています。

そういうことで、みんなそれぞれ中川村に来ていただいて頑張っていて、いろんな集客をしていただいていると思います。

それで、当然、前からいらっしゃる方もそれぞれのお立場でいろんな活動をされて、何ていうんですか、だから、いろんな多様なものがあるということが中川村ってすごいよねって、私はそういう評価を受けていると思います。

ですから、中川村に行くといろんな場所があったりして、それを観光って呼ばばいいかなと思うんですが、そういう方がいらっしゃいます。

したがって、私は、ぜひ、またそういった方々と一回どこかで交流っていうか、交ざり合っていて、どういうふうにしてそういうことができるのかって、いろんなものを学ばばいいと思うんですよ。

それで、私の言ったn a g a r eっていう会社さんは初めてやってそういう状況なんですよ。それで、経歴を聞きましたら、その御夫婦は海外を結構長い期間ずっと動いていて、それでたどり着いたところがそういうビジネスだったというふうに聞いております。

私は、依然、総務委員会で小浜市っていうところへ視察に行きまして、そこでも古い建物、古民家を改修して、そこを一棟貸してみたいにして、そこで驚いたのは、建物は民家で、もうすごい古いんですよ。しかしながら、水回りとかベッドルームとかは本当に豪華にするんですよ。つまり、そういうきちんとしたものをやれば、外国の人たちって本当に喜ぶっていうか、だから、そういうことを分かっている方がやるから来てくれるんですよ。

ですので、私は、来て一生懸命やられているんだけど、ちゃんと成功している方も

いらっしゃるの、ぜひ、いつかまたどこかで、観光協会でもいいですし、そういった方から学ぶことも大事だと思うんですけど、どうでしょうか、そんなような機会を、もし、課長、設けられたいと思うんだけど、どうでしょう。

○産業振興課長

ただいま議員のほうからありましたとおり、新たな事業展開が現在は目についてくるといこと、村内の集客層に変化があるということは近年実感しているところです。

古民家をリノベーションし新たな経営展開を行うなど、人を呼び、リピーターをしっかりとつかむといったアイデア、手法や経営方法、また取組について知る機会というのは非常に重要と考えております。

村としましては、研修会などを開く機会を視野に入れて、その必要性や重要性を商工会はじめ観光協会などに投げかけていくということを検討したいというふうに考えております。

○9 番

(大原 孝芳) ぜひ、またそういう機会を設けていただきたいと思います。

最後の(5)なんですが、私も通告書には準備としたんですが、何をもって準備とするかっていうことなんですが、先ほど申しましたように、あまり今の時点で、もうリニアとか、そういったところで観光客が来るとかっていうようなものを考えるんじゃないくて、今何をしなきゃいけないかっていうことが私は大事だと思うんですよ。

それで、これから10年先なんて、どうなるかって皆さん予想できないでしょ。であれば、今できることをまずやんなきゃいけないと思うんですよ。

ですので、村は決して歴史的な施設もそんなにはありませんし、そりゃ集客はできないかもしれない。しかしながら、おいしいものを食べたり面白い人がいたり、いろんな出会いがあったり、そういうところも切り口になると思うんですよ。

ですので、観光っていう捉え方は、人に——以前も言いましたが、関係人口でもいいでしょうし、移住してくれたらなおさらいいですよ。そういうことが中川村はできるっていうようなことを、それで、そうするためには今何ができるかっていうところだと思うんですよ。

ぜひ、そういうことも視野に入れて、それを観光って呼ぶんでしょうか、そういうことで、ぜひ一つの切り口にそこら辺をしていただいて、後期の基本計画にも盛り込んでいただきながら、なおかつ具体的に5年間の中でやっていただきたいと、1つでも成果が出てくれればいいかと思うんですよ、と思いますが、再度、すみません、課長のほうでお願いします。

○産業振興課長

ただいまの議員の質問については、将来へ向けてどういった準備が必要かというようなことになってくるかなと思いますが、まず、コロナウイルス感染症が拡大して現在に至るまでの間に旅行形態のほうは非常に変化しておりまして、観光事業への取り組み方、意識も併せて変化してきております。

リニア中央新幹線の開通後、飯田の駅が単なる通過駅とならないように、中川村としましては、ワーケーション等の滞在型観光、こういったものの可能性を探る、また観光客と観光事業者、これの交流ツールを充実させていくといったことで、持続型の誘客を目指すことが中川村とすると重要というふうに考えられます。

そのために、村の今ある資源——観光資源であります、この価値を再認識する、地域全体として潤うことを目指した様々な連携の必要があると認識しております。

地域連携、そういった点では、議員も御承知のとおり、上伊那、南信州という枠にとらわれず、上伊那、下伊那郡の町村会、ここに位置する中川村ですが、中部伊那4市町村の議員研修ですとか、理事者懇談会、こちらにおいても4町村での観光分野等における連携が提起されております。

また、日本で最も美しい村連合においても、交流人口拡大に向けて美しい村を巡る企画やデジタルを活用した広域連携事業、こちらも検討されております。

今後はこうした自治体や組織との連携を図っていくこと、こちらが必要であるというふうを考えております。

○9 番 (大原 孝芳) では次の質問といたします。

外国語指導助手、これをALTと呼んでいますが、の働く環境はという題で質問したいと思います。

文章(1)のほうを読ませていただきます。

村では、ALTの採用に関しては派遣会社に委ねている。以前は村独自の直接採用であったのを委託に変更したのは、人材の確保、中途退職への対応、住居の確保等に対して担当職員の負担が大きいことが理由だったと私は思っております。

当時は直接採用のほうが派遣会社委託よりも事業費が安かったと思います。しかし、議会でも——今いろんな質問も出ましたが、教育委員会の考え方はそうであるなというようにも理解できて今日に至っているわけでございます。

しかしながら、お手元にもちょっと新聞記事をお配りしてございますが、今般ALTの生活困窮の報道がございました。大きな字で「ALT 生活困窮」というような見出しもちょっとショッキングな見出しなんです。

そして、私が見たときに、ああ、これは私の村においては、ああ、こういうことがあったなということが、ちょっといきさつが、うちの事情に相当、何ていうんですかね、合致している——合致というよりも、関係あるなということで、ちょっと今回——村の責任とか、そういうものではないんでしょうが、中川にも2人のALTさんがいらっしゃるもんですから、ぜひちょっと皆さんにも知ってほしいという思いで一般質問をさせていただいております。

私は村の職員さんの負担も当然当時は感じましたし、それから、直接雇用ですからALTの方も地域に、当時は——大分前なんです、地域に結構根づいていただいて、例えば住宅も近くでいらっしゃいますから、何か、地域のお祭りにちょっと来て、一緒になってお酒を飲んで、陽気に私の隣でお酒を飲んで片言の日本語でしゃべったりして、非常に直接雇用のよさがあったと思うんです。ALTの方が一緒に地域の住民と接したりする、そういう時代もございました。

しかしながら、前段で言いましたように、いろんな諸事情で派遣のほうがいいっていうことになってきて、それでこの報道なんです、もしここに書かれているように非常に薄給であるとすれば、これは、本来の私たちの、村がALTを採用するに当たっ

ても本意ではないような気がするんです。

したがって、この新聞記事によりますと、ここに書いてありますが、公立学校で働く600人のALTから回答を得た結果、平均年収は派遣が247万円、直接採用の場合は348万円って100万円の差があります。それで、国の関わるJETプログラムっていのをすると375万円っていうことであるそうです。

それから、新聞記事にも書いてありますかね、民間会社の派遣が全体から見ると約34%を占めていると、派遣会社を利用している学校が、それから、国が関わるJETプログラムを採用している方が28%、それから自治体独自で直接任用が20%ということで、我が村と一緒に、本村と一緒に、だんだん直接雇用っていのが減っていく状況の中で今日のこういった記事だと思います。

ぜひ、私は、村がすぐにどうこうできる問題じゃないんでしょうが、もし、こういうような状況で——中川村には今お二人の方が来ていただいている、平成5年度の決算書を見ますと、小中学校の外国語指導派遣助手603万9,000円が1項目、それから、小学校と保育園を見る業務として235万2,900円っていのが決算書の資料なんです。それで、合計八百三十九万何がしが村の一般財源としてALTに支払われているっていの、これから審議する決算書の資料でございます。

単純計算すると、800万円ですから1人——ちょっと業務内容は私も分かりませんが、単純に計算すると400万円です。400万円を1人に払っているとしますよね、派遣社員に。それで、もし新聞記事のとおりであれば平均年収は247万円っていうことですので、その差額は派遣会社が利益を生んでいるというような、単純な私の目から見れば、そんなような構図でございます。

ですので、ちょっと教育委員会のほうからお話を聞きながら、すぐどうこうできる話じゃないんでしょうが——これは大きな問題っていうよりも、そういうような状態の人が同じ教育現場にいらっしゃるっていうことが問題だと私は思うんです。よね。

かといって、じゃあ村でどうするんだって話にはならないと思うんですが、例えば、みんな子どもさんたちに一生懸命教えようって環境の中に、もし、そういう方が交ざっていれば、当然士気も落ちるでしょ、気持ちが萎えちゃうんじゃないでしょうか。かといって、特別大きなお金を彼らは望んでいるわけじゃないんでしょうけど。

だから、こういう問題っていのがほかの自治体で上がってくるかどうかはともかく、私はいい環境ではないなと思います。ですので、また教育委員会のお話を聞きながら、この問題は国に言っていかなきゃいけない問題であるのかもしれないし、どういふ解決方法があるかは分かんないんですが、まず教育長の話聞いてから、ちょっとまたお話を続けたいと思います。よろしくお願ひします。

○教育長 ALTについてのお尋ねでございます。

ALTの雇用形態につきましては、今、議員からもお話ありましたが、令和5年度の文部科学省調査によると、資料のとおりではあります、JETプログラムが28%、直接雇用が20%、労働者派遣契約が34.1%、その他が17.9%ということになってい

ます。

これまでの経過を踏まえてみますと、この数字については、JETプロジェクト、それと派遣契約の割合が増加しているという状況であります。特に、やはり派遣契約の割合がこのところ高くなってきているという傾向にあるというふうに承知をしています。

本村では、今、議員からお話がありましたけれども、かつての状況からしますと、様々な事情において、この調査でいう労働者派遣契約という形態で運用をしてきている、そういう状況でございます。

雇用条件等々については私の立場でお答えするものではありませんので、受け入れる立場でお答えをさせていただきますと、ALT本人とはこれまでも面談の機会をもちまして現状について思いや意向をお聞きしたりし、学校のほうからも当然評価をいただいで、そうしたものを確認しながら進めてきております。

例えば今の常勤のALTですけれども、派遣期間の上限が3年ということに契約上はなっておるわけですけれども、本人や学校の評価、双方の意向も聞きまして、継続したいという意向もあり、派遣会社のほうとも検討して、現在は契約を延長して取り組んでいただいていると、そういう状況もございます。

また、生活面では、教員住宅に住んでいただくと、あるいは、本人もバレーボールの経験がありまして、今、部活動指導員っていう、そういったものを教員以外に登録いただいで指導に当たっていただいていますけれども、これもできるような状況をつくりまして、登録していただいで部活動の指導にも携わっていただいでおります。

ちなみに、先ほど直接雇用の時代のお話もありましたけれども、バレー祭にも地区のメンバーとして参加してくれていると、そういった状況もございます。

こうした形で、受け入れる立場としては、御本人の状況等も踏まえて、村でできる配慮をしながら進めてきておまして、教育委員会としては、ALT本人のサポートはこれからしていきたいと、また村で働く意欲という点でも、そうしたものを踏まえて、できることはまた対応していきたいというふうに思っております。

○9 番 (大原 孝芳) 今、教育長のほうから、今のALTさんは非常になじんでいて、それで次も働きたいと、だから給料のことはあまり多分言われていないんでしょうね。

それから、地域とも結構コミュニケーションが取れているっていうお話で、それで、村として何ができるかっていうようなお話も今あったんですが、評論家の先生たちも言うんですが、つまりこれは、派遣会社がもう誰も責任を取らないっていうことは、よく、ちょっと実態は変わりましたが、農業実習生のことと、つまり、こういうのって外国人の労働問題と重なってくるんですよね、それが教育現場にもあるっていうような捉え方もできてしまうんです。

したがって、私も強行的に——じゃあ、もし村が直接雇用すれば、もし平均で300万円って言ったら、直接雇用すれば、元へ戻せば100万円違うわけですよね。そうすればALTの先生にとってはちょっといいかなっていうような感じもするけど、それはちょっと無理でしょうね、そんなことはなかなかね、いろんな諸事情があつてやめ

た経緯です。

ぜひ教育長も、県のいろんな部署なんかでいろいろな会合があると思いますので、ぜひちょっと——それは中川村の問題ばかりじゃなくて、これはどこも同じだと思うんですよね。ですので、こちら辺は大体一律で同じようなALTが採用されているんですかね、ほかの近隣の市町村も。

ですので、これは、やっぱり教育現場にあつてそういう労働問題が発生しているっていうこと自体が、これはいびつな状態だと思うんです。

ぜひ、また教委教育長のお立場で、いろんな会合の中でこういったことも指摘されているということをちょっと話題として上げていただきたいと思うんですが、どうでしょうかね、県のほうへあたり。

○教育長 ALTの雇用の条件等々については、議員からもお示しいただいた資料の中にも記載がございますけれども、まずは、やはり国の制度の問題っていうところはあるのかなというふうに思っております。

また、上伊那の8市町村のほうでは教育長の会議でもALTの任用について情報共有をしながら進めてきておりますので、そういったところでも話題にするとともに、その状況を踏まえて、県のほう、あるいは県を通して国のほうに要望するということは、また進めてまいりたいというふうに思っております。

○9 番 (大原 孝芳) 以上で質問を終わります。

○議長 これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時10分とします。

[午前10時48分 休憩]

[午前11時10分 再開]

○議長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

1番 片桐邦俊議員。

○1 番 (片桐 邦俊) 私は、さきに通告いたしました1問について質問いたしたいと存じます。

質問は「増加する鳥獣害(クマ・カラス)の村の対応について」であります。

近年増加傾向にある鳥獣害ですが、熊については現在も毎日のように新聞に県内の目撃情報、被害情報が報道されております。

そんな中で、住民の方から不安の声が出ているのも事実であります。特に秋の楽しみであるキノコ狩りのシーズンとなりましたので、余計に注意喚起が必要というように考えております。

また、カラスについては、数年前から果樹被害が報告され、中川村でも令和4年度の鳥獣害被害の中で一番多かったのはカラスによる被害でありまして、被害面積が3.7ha、被害金額が200万円余という状況が公表されております。農家の方々からも今後の対応を望む声が出てきております。

以上によりまして、今後の村の対応について質問をさせていただきたいと存じます。

まず熊でございますけれども、熊については、この通告書提出後、県の対応状況も変わってきておりますので、それも含めて説明させていただきたいと思っております。

長野県内のツキノワグマの生息数は令和2年度に実施された調査結果に基づく7,270頭と推定されており、過去の推定生息数、平成23年、平成27年との比較をしても大幅な増加傾向となっております。

本年度の県内のツキノワグマの里地での目撃件数は、7月現在では744件、人身被害は6件となっております。過去5年間を見ると、少ない年で約350件、多かった年で約600件となっております、増加傾向が分かります。

また、ここで長野県が8月末現在の数字を取りまとめましたけれども、それを見ますと、目撃件数は1,067件、人身被害は10件で11人となっております。

上伊那地域も、本年7月末までの結果しかありませんけれども、7月末の里地目撃件数は37件、人身被害はうち1件となっております、増加しております。

県では本年6月5日～8月31日までの期間、県内全域に注意喚起としてツキノワグマ出没注意報を発令しましたが、8月30日には11月14日まで発出期間を延長いたしました。

さらに、県は9月10日に上伊那地域を含む5地域に県内初となるツキノワグマ出没警報を発出し、10月14日までの熊の里地への出没と人身被害の防止対策を強化するとしています。

例年、熊の食べ物が不足する8月を中心とした夏、冬眠前の食べ物が不足する秋に行動圏が拡大し、里地への出没が増加する可能性が指摘されています。

環境省は、昨年度は219人と熊による人身被害が多発している問題で、本年4月16日に計画的に捕獲して頭数を管理するという今まではニホンジカとイノシシが対象であった指定管理鳥獣に北海道のヒグマと本州のツキノワグマが追加されました。

一方で、鳥獣保護管理法では市街地等での銃の捕獲が禁止されているため、法改正に向けて検討されているようです。

環境省では、今後、特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドラインが改定される予定で、それを踏まえ、県の熊対策への反映が検討され、各自治体が対応していくことになるわけですが、村としても今後の対策は県の対応を見てからということではあるとは思いますが、何点か質問しますので、現在での考え方を伺いたいというように思います。

まず1点目ではありますが、中川村でも村広報では桑原地区、美里地区、中組地区、上前沢地区、田島地区等、里地での目撃情報がありました。

村内猟友会の方に話を聞いても、山林も含め出没は多いと伺いました。

熊の出没件数について実際に村で把握をしている件数を伺いたいと思っております。

また、農産物等被害状況がありましたら、それも含めてお願いをしたいと思っております。

ただいまの御質問になりますが、今年度は熊に関しまして目撃が6件、それから足跡等の痕跡が3件、鹿・イノシシ捕獲用のわなにかかる錯誤捕獲、こちらについてが1件の計10件となります。

○産業振興課長

農作物への被害でありますけれども、明らかな被害報告というのは現在のところございません。

ほかには、蜜蜂の巣箱が荒らされたというような被害の報告は受けております。

○1 番 (片桐 邦俊) 全体で今は件数が10件ということで、あまり大きな被害はないという方向でありまして、幸いだったかなというように思っております。

ただ、特に、先ほど申し上げましたとおり、県では警報が発出をされたわけでありまして、今は村でも広報で熊に対する注意喚起を呼びかけておりますけれども、ぜひ、これもまだ強気に継続して進めていっていただきたいということです。

それと、実は今日、7番議員にちょっとお話を聞きましたら、美里地区のほうでは小学校の通学路でも熊が目撃をされておるといってお話もお伺いをいたしました。こんなことからすると、やはり、今、警報が出された中で、関係団体と一緒にいわゆるパトロールの強化っていうものを市町村では進めていけというのが今の県の進め方があります。

ぜひ、そんなことも含めると、関係団体、今も話したとおり、どうも通学路も心配をしておりますので、そんなことを含めて、実態をしっかり把握されまして、教育委員会も協力しながら、そういった部分、パトロールをぜひお願いできたらということで、これは要望でございます。ぜひお願いをしたいというように思います。

続いて参ります。

県は、熊の地域個体群を維持しつつ、人の生活圏への出没防止により、人と熊とのすみ分けを図るとしており、ゾーニング、地域区分管理の全市町村への導入を促進するとしています。

県内では、山形村、朝日村、小谷村の3地域でゾーニング導入に向けた地域合意形成に取り組んでおり、本年度からゾーニング管理が導入される見込みのようです。

また、上伊那群下でも伊那市の市内一部や箕輪町で検討がされているようであります。

ゾーニングするといっても、やはり地域の地形にもよってくるかというように思います。

特に、中川村では、熊も川沿いを里地に下りてくるようなことも考えられますので、そんな部分も含めると、地形にもよりますけれども、中川村としてゾーニングっていうものに対して検討していけるのかどうか、こんな部分の村の見解をお伺いしたいというように思います。

○産業振興課長

中川村に関してであります、当村では広い範囲で熊が生息する状況でございます。

生物多様性の保全と人間との無用なあつれきを回避するという観点から、ゾーニング管理は被害対策をする上で一定の基準となると考えております。

ただし、ゾーニング後、例えば排除地域、ゾーニング内のこの区域に出たら排除しますよというような考え方になるんですが、そういった区域に出た熊を必ず捕獲するという一律の対策を取るのではなく、周辺の出没状況であったり、子連れなのかであったり、単体かなど、その状況に応じて個別に対策を検討する必要があります。

また、県の指針では、捕獲に至る前提として、果実等の誘因物の除去や管理、侵入防止柵などの設置の対策がされているという前提があります。そういったために、今まで以上に住民の皆さんに対して、それらの事前の対策、こちらを呼びかけるということが必要になってくるというふうに考えております。

○1 番 (片桐 邦俊) 今お話をいただきました。

特に、そんな中では、ゾーニングですけれども、ゾーニングも、いわゆる山林、密集した山林をやっぱりある程度整備したり、草をしっかり刈ったりとか、そういう部分の中で明るくすることが、やっぱり熊が里地のほうへ下りてこない状況かなというようにも思いますので、ぜひそんなことも一つの今後の検討材料としていただければなというように思っております。

続いて、熊が指定管理鳥獣に指定されたし、鳥獣保護管理法が改正されれば、熊の駆除対策が強化されたこととなります。

県は、今後、ツキノワグマ出没時の対応マニュアルの改訂により市町村対応の迅速化を図るとしています。内容は学習放獣、緊急捕獲、錯誤捕獲等の判断基準の明確のためです。

県実施のアンケートでは、おのおのの内容に対して2割～5割の市町村で判断に困ったことがあるという回答があったということでもあります。

今回の国の対応に対しての環境省へのパブリックコメントでは、賛同の声のほか、可能な限り山へ返すべきとの反対意見もやはりあったようであります。

猟友会や関係団体との連携強化を含め、今回の法改正について村長の見解を伺いたいと思います。

先ほど要望を申し上げましたパトロールの強化等も含めて、ぜひお答えいただければと思います。

○村 長 指定管理鳥獣に位置づけられましたツキノワグマは、本来、県の権限により対応することとなっていたものが、県の策定をいたしました長野県第二種特定鳥獣管理計画に基づいて、自治体でゾーニングした地域の防除、この防除は捕獲、駆除でありますけれども、これを権限移譲により自治体の判断において行うとしたものと、鳥獣保護管理法の改正された場合には、その防除を集合住宅地域内において実施することを可能とする、こういう両支えの制度になるだろうというふうに思っております。

現在、村内での人的被害はないわけでありましてけれども、起こり得ることだというふうに思います。といいますのは、上前沢の例を言いますと、たまたま昼間のことなんですけど、日向沢ですが、そこで目撃をされている。それで、目撃したときに農作業に行く途中の方が川の中にいる親子熊を見てスマートフォンで撮影したと、それが南側の山、川の右岸側のところに駆け上がって逃げていったというところまで見ておりますので、その付近にはいろんな民家もありますから、そういう意味から言ったら、もし接触をしていればということが非常に心配されるということでもあります。

それで、今回の改正につきましては、村民の皆さんの安全を守る制度としては非常に前進する内容ではないかというふうに感じております。

ただし、関係諸団体ですとか、村民、地域に生活する住民の皆さんとの連携、協議や合意の形成、こういったものが必ず要るだろうといふふうに思っておりますし、併せて、ゾーニングをして県からの移譲を受けるか否かについても慎重に検討をしていく必要があるかなというふうに感じております。

なお、村は御存じのとおりかと思いますが、何月何日に熊出没がしているという注意喚起の看板を付近に出ささせていただいて、ずっと注意を呼びかけておりますけれども、今後は、やはり、先ほどお話がありましたとおり、キノコシーズンですとか、山に入るシーズン、こういったこともあり、栗——栗拾いは、今はあまり山には入らないかもしれませんが、接触する機会が当然これから増えます。

特に果樹園について言いますと、昨年、坂城町のブドウ園、ナガノパープルのブドウ園にツキノワグマが出て、これを実際にとって食べている、そういう動画がありましたし、坂城町の町長さんにそのことのお話を聞いております。

こういう状況ですから、これからは、やはりどういう喚起をしていくかっていうことはよく課内の中でも検討する、パトロールっていう部分も含めてでありますけれども、その必要があるかと思っています。

○1 番 (片桐 邦俊) 説明をいただきましたけれども、ぜひ、今もお話のあった最後のパトロールをぜひお願いしたいのと、やはり熊については住民の皆さん方の理解も必要だと思っておりますので、注意喚起、あるいはまた出た場合は、先ほど申し上げた学習放獣、緊急捕獲、錯誤捕獲等につきましても地域住民の方々への理解も十分いただきながら進めていただければなというように思っておりますが、よろしく願い申し上げます。

4番目になりますけれども、そのことを踏まえまして、県には熊の生態や被害防止対策に精通した専門家である熊対策員がいるとのことで、各市町村には支援していくとしています。

中川村には、現在、地域林政アドバイザーがいらっしゃり、猟友会等との情報交換等を行っていると思っておりますけれども、市町村に対して判断対応が強く求められるようになるわけで、今後の村職員の熊出没時の対応マニュアルに対しての研修も必要になってくるというふうに思っておりますけれども、村長の御意見を伺いたいと思っております。

○村 長 地域林政アドバイザー、村に置いております。産業振興課耕地林務係に所属をして鳥獣関係の実務を行っております。狩猟等の政策、鳥獣害対策につきましては、過去の実務経験からしましても、このことに精通をしている方でありまして、被害対策についての知識とともに、いろんな意味での実益を発揮してくれているというふうに考えております。

また、村一般事務職員につきましては、アドバイザー同様、住民に相対しての業務も行うと、こういう任務がございますので、住民が被る鳥獣被害もこの担当係のみが理解をしていけばよいと、事が済むというものではないだろうというふうに思っておりますし、また職員自身も、これから山に入ったりして、いろんな意味で遭遇する機

会——遭遇という言い方じゃないですね、こういう場合が非常に増えるのかなという気もしております。

つまり、人身被害が起こらないということはいえないということでもありますので、熊の生態ですとか被害を未然に防ぐための基本的な知識を得る、また現状を正しく理解する上でも、できれば研修の場を考えてまいりたいというふうに思っております。

○1 番 (片桐 邦俊) 今後は、いずれにしても熊の被害が出た場合には村としても早急な判断が必要になってくると、そんな部分では、やはり少数だけが熊の対策をするだけでは駄目だと思っておりますので、できるだけ多くの方々、今、村長からもお話ありましたとおり、多くの方々にも研修をぜひお願いして、判断ができるような体制をつくっておいていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、続いてカラスのほうに参りたいと思います。

以前、令和2年12月議会並びに令和4年12月議会において、西原地区のカラスによる果樹被害について、防除対策について一般質問をいたしました。

現在、実は葛島の山郷地区の果樹地帯においてもカラスが多く発生してきておるといってお話がありまして、村としての対応の要望がありますので質問をさせていただきたいと思ひます。

1つ目としまして、以前の一般質問で西原果樹団地においては村、営農センターでドローンによる追い払い試験を行い有効であったが、費用面、操作者の配置など、課題が残ったとの報告がありましたが、その後、村としては対策としてどのようなことを行ったのか、またそれに対して今現在の西原地域の状況についてどのように把握をしておるのか、お伺いをしたいと思ひます。

○産業振興課長 ただいまの御質問についてですが、まず村と営農センターがドローンによる追い払い試験を行いました西原地域の現在の状況であります。

果樹の成熟具合に比例し食害被害が大きくなる状況は以前と変わってはいない状況です。

しかし、防鳥ネットでありますとかテグス、こういったものを張るなどの鳥害対策、これを行っている圃場については被害が少ない傾向にあるという状況であります。

広範囲を移動するカラスに対しましては、捕獲だけでは効果が薄いため、圃場ごとの侵入防止対策が重要であるというふうに考えております。

○1 番 (片桐 邦俊) 実は私も西原地域で果樹をやっていらっしゃる方にちょっとお話をお伺いしたんですが、今年なんかはあまりカラスが見受けられない、多くはないというようなお話を聞きました。ただ、これからどうなるのかという部分が、特に果物は最盛期に入ってきておりますので、これからが必要かなというふうに思っております。

そんな中で、追い払いも、今、課長さんからお話あったとおり、侵入防止っていうものは、やっぱりどうしても必要になってくるのかなというふうに思っておりますので、その辺の新たな技術等がありましたら、またぜひお願ひをしたいなというふうに思っております。

ただし、追い払いだけでは、私も前にも申し上げましたけれども、追い払えばどこかまた別の地帯へ行って被害を出すということになるかと思いますので、やはり捕獲っていうこともしっかりやっていくべきだというふうに思っております。またこの辺は、後ほどの質問でさせていただきたいなというふうに思っております。

2番目としまして、地域独自対策として果樹園の廃果処理や生ごみ処理等が必要でず。村広報等を通じての啓発、周知徹底が必要に思ひます。

ぜひ、これにつきましては、やはり果樹農家だけでなく、全住民を含めて、やはり周知徹底が必要だと思ひますけれども、お考えをお伺いしたいと思ひます。

○産業振興課長 果樹園の廃果処理ですとか、廃棄する野菜処理、こういったものについての対策につきましては、特に冬場の餌が最も乏しくなる時期にこれら誘因物の適切な処理または除去により個体数を減少させることが効果的であるというふうに言われております。

村では、平成29年度、それ以降、被害状況に応じまして村内に廃果処理場を設定しまして、廃果の適正処理を進めてきているところであります。

地域全体で適切処理と誘因物除去の対応が図られますように、営農センターを通しまして営農センター便りですとか、村広報、こちらを活用し啓発と周知を図ってまいります。

○1 番 (片桐 邦俊) ぜひ徹底をよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

3番になります。令和4年12月議会の一般質問で、下伊那地区でカラスをおりによる捕獲で効果を上げていると聞くとの質問に対して、村からもカラス対策として有効であると報じられている優良事例として愛知県豊橋市の農家考案の大型カラスおりがあると新聞で報じられており、このような優良事例を参考に村としても研究を行いたいと考えているとの返答がありました。

村の農家からの情報でもおりの捕獲は有効で、特に伊那市では大型のおりで効果を上げていると聞きました。

村で活用しているおりにつきましては、縦横2m掛ける3mくらいのもので、効果は薄いというのを農家の方からお伺いしました。

伊那市では縦横8m掛ける8mくらいの大型おりのようであります。

村として、情報を得る中で大型おりを作成し設置することを検討できないか、お伺いしたいと思ひます。

○産業振興課長 捕獲での効果が上がっている大型おりの設置の提案についてでありますけれども、まず、現在、村内で設置中のカラスおり、これが4基ございますが、これについて御説明させていただきます。

まず、1基目は、柳沢地区の山郷地籍、こちらに4m四方の中型のカラスおりを設置しております。

また、被害状況に応じて柔軟に移動が可能な小型のカラスおりを令和5年度に西原地区に3基設置しております。その小型おりについてでありますけれども、現在、被害が増加している中通り地区、それから柏原地区に1基ずつ、それぞれ移設を現在

考えているところでございますけれども、御提案のありました大型の捕獲おりについて、中川村の地形、中山間地域ということもありまして、村において、その設置場所、これに限りがあるということを経験のところで確認しております、こういったものを設置する場所、こういったものが大きな課題というふうになってきております。

他市町村の捕獲状況や捕獲の方法、こういったものを確認した上で、効果が高いと認められた場合は設置の検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○1 番 (片桐 邦俊) やはりお答えの中で出ました地形で、狭い土地で、なかなか大型のおりを設置できる場所がないというようなお話がありましたけれども、きっとそういうお答えが出てくるんだろうなと思っておりました。

ただ、私も農家の方からお話をいただきましたので、今回おりを設置してあるところを見に行ってきましたけれども、特に山郷あたりは十分大型おりが設置できる広さを有しておりましたし、そういう部分の中では、やはりきちっと場所を確認すれば、おのおの大きなおりを設置できる場所っていうのはあるかと思っております。

ぜひ一度、伊那市のますみヶ丘のほうに大型おりがあるようでありまして、ぜひちょっと情報を得ていただいて検討いただければなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○産業振興課長 ただいまの地形的な問題についてであります。

やはり山郷等に、今お話がありましたとおり、広い土地があるというところ、ほかにも広いところは確認される部分ってのが実際にあるのは現地のほうでも確認しておりますけれども、まずそこでの被害があるかどうかということも併せて確認してくるということも必要になってきます。

ですので、特に山郷に関しましては、また現地のほう確認する中で、大きいおりとなるとやはり予算的な部分もございまして、そういったことも考慮しながら考えていきたいというふうに思います。

それと、あとはますみヶ丘のお話でしたが、伊那市の担当の方にお話を聞くことがございまして、やはり効果的には、大型おりであるからかどうかっていうのはちょっと微妙なところがあるみたいですが、そういった中には、農家さんから出る廃果とか、あとは野菜、そういったものの残菜、そういったものを入れた中で、あとはおりの中にカラスを入れておびき寄せ——誘引するというような方法とか、そういったものもあるというふうに聞いております。

ですので、こういった方法についても成功事例のあるところのお話を聞きつつ対策を検討していきたいというふうに考えます。

○1 番 (片桐 邦俊) 今お話がありました。

ほかにも、おり以外でも他地域でカラス対策の優良事例がありましたら、村として確認をいただきまして、ぜひ対策を今後とも進めていただきたいということを、4番の項ではお願い、これはもう要望でございますので、お願い申し上げまして、私の一般質問を終わりにいたします。

○議 長 これで片桐邦俊議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時20分とします。

[午前11時48分 休憩]

[午後 1時20分 再開]

○議 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番 島崎敏一議員。

○7 番 (島崎 敏一) 私は、通告書に基づいて本日は2問の質問をさせていただきます。

質問の本文に先立って、質問に関連してなんですけど、1つ、ちょっと最近した体験をちょっとお話ししたいと思います。

私は子どもの権利条例についていろいろ調べているうちに愛知県豊田市にちょっと自分の学びのために行きまして、愛知県豊田市は子どもの権利条例が制定されている都市なんですけれども、子どもの声をまちづくりに生かすための「こどもにやさしいまちってどんなまち？」っていうタイトルでワールドカフェ形式の誰でも話し合えるようなファシリテーションのイベントに参加してきました。

そんな中で、お互いに素性を明かさずに話すというルールの下で話をしたんですけど、私の住んでいる町では、誰もが挨拶をして、中学生の子も高校生の子も村の中で会えば誰でも挨拶してくれますよと言ったら、すごく豊田市の方々には驚かれました、そんなすてきな村があるのかって言われて、とても誇らしい気持ちになりました。

今回、私は1つ目の質問でこども基本法と子どもの権利条例ということについて質問するんですけど、本当に、村の今の当たり前、親御さん、地域、皆さんで子どもを見守っている村の雰囲気、村の当たり前について、それをちゃんと見つめ直して子どもの権利について学べば、中川村という小さな自治の中で、今、子どもを取り巻く環境はなかなか厳しいものがありますが、小さなオアシスのような、子育てにとっても適したオアシスのような村になればいいなという、そんな思いを込めて今日は質問させていただきます。

私は子どもの権利条例を住民と行政が協働で作成すべきという考えの下、本日は村側の姿勢をお尋ねします。

まずこども基本法の概略と主張の理由について説明します。

こども基本法は日本国憲法と児童の権利に関する条例にのっとった法律で、子ども政策を社会全体で総合的に推進していくための包括的な基本法として2023年4月に制定されました。

現在は、こども家庭庁がこの基本法を基にこども大綱を作成し、各自治体ではそれらを勘案した条例の整備が進められています。

こども基本法について私が最も肝腎なところだなと思うのは、子どもを保護されるべき存在から権利の主体として捉え直している点です。これこそが今までの子どもに関わる法律と一線を画す部分です。

また、基本法第11条では、地方公共団体での子ども政策に対する子ども等の意見の

反映を義務化しています。

現在、この法を勘案した条例の整備が各自治体で進んでおり、長野県内では長野市と松本市で条例が制定されています。それに続くように、安曇野市では、現在、議会提案で条例の制定に向けて活動中とのことです。そのほかの自治体でも水面下での議論が活発になっています。

また、子どもを取り巻く理由を、ちょっとネガティブな絶望編と、あとはポジティブな希望編、2つに分けて今から説明します。

1つ目の絶望編です。

現在の長野県内に暮らす子どもとその保護者が置かれている環境は世界に比較して逼迫しているのではないのでしょうか。その理由として、不登校の児童の多さ、未成年の自殺率の高さ、自己肯定感の低さが挙げられます。

下記の3つのアンケート結果を説明します。

1つ目、不登校の割合。

2022年の文部科学省が公表している問題行動等調査によると、小学校が48都道府県中4位、中学校が6位、これは児童生徒1,000人当たり不登校者数の割合なんです。全国に比較すると子どもの不登校の割合はかなり高いと言えます。

2つ目、未成年の自殺率です。

長野県の人口動態統計によると、2017年～2021年の未成年の自殺率の平均は、全国第2位として非常に憂慮すべき状況となっています。県も5年計画で対策チームをつくっています。

そして3つ目です。自己肯定感の低さ。

2020年にユニセフの調査で子どもの幸福度を分析したところ、精神的幸福度は38か国中37位でした。

国内の調査では長野県は47都道府県中22位とのことです。

この結果の背後には様々な社会背景が考えられますが、一貫して大人がなすべきことは、子どもの立場を考え、現状でできることから改善することではないのでしょうか。

大人たちが当たり前で暮らしている長野県は、子どもたちにとってなかなか居心地の悪い県であると言っても言い過ぎではない、とても不名誉な事実ではないでしょうか。

その反面、今度は希望編なんですけれども、こんな不名誉な事実を中川村という小さな自治体から変えていくチャンスが2つあると考えます。

1つ目は新しい学校の基本目標と合致していることです。先日発表された新たな学校のコンセプトでは、学校教育が目指す子どもの姿として自ら考え判断し行動して人生を開拓する力を育むとありますが、この目標はまさしく子どもが権利の主体として生き生きと生活を送る姿と重なります。この目標を実現させるためには、学校だけの努力だけではなく、地域総がかりでの学校づくり、学校運営が不可欠であると考えます。

2つ目です。子育て世帯を支援する行政の方針、昨日6番議員が一般質問でも言っ

ていましたが、近隣町村に引けを取らない支援の数々は行政努力のたまものだと考えます。

子育て世帯を全力で応援する姿勢を権利の主体である子どもに焦点を当てたときに、条例策定は当然視野に入れるものだと考えます。

前回の6月議会で、8番議員が尋ねた不登校児童に対する交通費や給食費の補助も子どもを権利の主体であると道筋を立てる条例があれば対話が進むかもしれません。また、経済格差による子どもの学習格差、経験の格差も補助できる仕組みが生まれるのではないかと思います。

そのために住民と行政が学び、対話を重ね、共につくった条例があれば効果的ではないでしょうか。

そこでお尋ねします。

条例策定の考え、条例制定について村側の考えを改めて聞かせてください。

村長の過去の答弁、昨年12月議会の3番議員の一般質問、これも子どもの権利条例についてのお尋ねだったんですが、答弁の中で「条例の必要感、こういったものが高まってまいりましたならば、そのときにはちゅうちょなく具体的なものを検討していく」とありますが、必要なときとはどのようなときか、具体的にどんなときでしょうか、考えを聞かせてください。

○村長 子どもの権利条例について昨年12月議会で3番議員へ答弁した内容と考え方は基本的には変わっていないわけでありまして、条例制定の前に、まず子どもの意見を聞く体制を整備していく、そういう過程の中で条例が自然には言いませんが、制定ができるんであろうと、そんなようなふうにご考えております。

今年、中川村こども計画の策定を進める中で子ども、若者を対象にアンケート調査を実施いたしました。

子どもの生活状況調査は、小学5年生から中学3年生まで、若者の生活状況調査は16歳～25歳の若者で、子どもの調査は対象者229人でありまして、回収率は85.2%であります。若者の調査は対象者345人で、回収率は32.5%でありました。

調査の中で生活に対する満足度「今の自分が好きですか」「将来について明るい希望を持っていますか」「孤独と感じることはありますか」という質問をしたところあります。結果については、全国調査結果と比較すると、中川村の子どもたちは自己肯定感が低く、将来について希望を持つ割合が低く、孤独を感じているという、残念ながらそういう傾向にあるだろうという分析をせざるを得ない結果になりました。

長野県が実施したアンケートも同じような結果であったようであります。

これにつきましては、約5年間のコロナ禍による人との関係やつながりが希薄になってしまっていること、家の中で完結できるゲームですとかユーチューブなどを利用する子どもの低年齢化が背景にあるのではないかなというふうにご分析をしております。

こういった状況を改善するために、1つとして、全ての子ども、若者が家庭や学校、地域などで意見を言い合える機会や様々な人とつながる居場所で意見が聞かれ、その

意見が尊重される環境を整えたいのではないかなと、こういうふうにと考えると、ここでございまして、そういう中で子どもが個人として尊重され、基本的人権が保障されていく、そういうことにつながっていくんだらうというふうに思っております。

子どもの権利を尊重し守るっていうことは大変重要なことですし、日本も、子どもの権利条例、これを批准して、それに基づいて、ずっと後になってという言い方ありませんが、昨年、こども基本法、これができたわけでございますので、そういうことから鑑みますと、やはり子どもの権利を尊重するというバックボーンっていうか、柱が、やっぱりずっと脈々と流れているなということを考えるわけでありまして、長野県でも長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例、これが平成 26 年に制定をされております。

それで、村独自の制定については、子どもの居場所づくりなど、前述のような環境整備を進めながら、これは具体的にできるものを一つずつ進めてまいりますが、進めながら改めてその意義と必要性を検証した上で制定に向けて検討をしていくと、こういうことになろうかというふうに思います。これが時期的なものというふうにと取っていただければいいのかなというふうに思います。

また、これはちょっと視点がずれるかもしれませんが、子どもに限らず、介護認定を受けた人ですとか、認知症、障害者にも本人の意思決定の下に自分らしい生活を送ることという権利があります。これは条例に定められていなくても、その人を支援する際に本人の気持ちを尊重し、本人抜きで支援計画はつくらない、そういうことを大前提にしているわけでありまして。子どもについても、やはり同様だということでございます。

そのために、子どもは保護されるものから子どもの意見を尊重することへ大人や社会が変わっていくことが、やはり今一番求められているんだらうな、こんなことを議員の御質問をお聞きしながら受け取ったところであります。

要するに、全ての人には基本的人権があり、尊重されなければならない、人権について理解を深める教育ですとか啓発を一層行政としては進めていく必要がある、こんなことも併せて申し上げていきたい、以上が答弁であります。

○7 番 (島崎 敏一) 村長の基本的な考えをお聞きしました。

私も今手元に中川村子育てに関する調査のアンケート結果があるんですが、1つ、アンケート結果を踏まえて再質問したいんですけども、家庭、子育ての状況で「暮らしにゆとりがあるか」という保護者に対する質問で「苦しい」「大変苦しい」の合計割合が未就学児の御家庭で 34.5%、小学生で 34.9%となっていて、3人に1人の水準で生活が苦しいと言っています。

それで、こども基本法で、私が、今一番、今までの法律と違うといったところは、子どもが親に保護される存在ではなくて、一人の人間であるということで、権利の主体であるということとを法律で定めているということなんです。

順番に子どもの意見を聞く場を整備していくと村長はおっしゃいましたが、親の状況ですとか、行政の実情と、また別のところで子どもは一人の人権を持った人として、

何ていうんでしょ、行政の手を待っているのかもしれないと思うんですが、その辺も勘案いただければと思います。

次の質問に行きます。

こども基本法第 11 条について、子どもの意見を聞くということについて、今までと同じアンケートや会議で集めるべきではないと考えます。

資料 1 を参照いただきたいんですが、信濃毎日新聞の記事で荒井英治郎先生の記事なんですけれども、これは読んでいただいていると思いますので詳しくは説明しませんが、こども基本法は国連総会で採択された児童に関する条例を一般原則として念頭に置いた政策動向です。

第 11 条の根拠となった意見表明権については、大人たちは、子どもが感じていること、まだ意見になっていない状態に寄り添い、社会全体で伴走していく姿勢が必要ではないでしょうか。

いわゆる元気な生徒や声の大きい人の声だけでは全くもってナンセンスであると考えます。理由は、本当に困っている人は問題を声に出せないからです。

この居心地の悪い現状を当たり前だと思ってしまうのではないのでしょうか。

そこで、こども基本法第 11 条の子どもの意見を聞くことについても、こども基本法を勘案していることや考えを聞かせてください。

保健福祉課では現在こども計画を策定中ですが、子どもの意見表明についてどのような形で意見徴収をするのでしょうか、考えを聞かせてください。

○保健福祉課長 それでは保健福祉課からお願いします。

まず、村長の答弁にもあったように、子ども、若者を対象にアンケート調査を実施しました。この結果を基に、今後、中学生、高校生を対象にワークショップを開催する予定です。こども計画や居場所について意見を聞き、反映させていきたいと考えております。

子どもから意見を聞くのは難しいとよく聞きます。今年度は総合計画後期基本計画の策定も進めていますので、地域政策課とも連携し、何とか形にできたらと思っております。

また、地域政策課を中心に若者を対象としたワークショップについても検討を進めていますので、そちらとも連携をしていきたいと考えております。

○7 番 (島崎 敏一) ぜひ有意義なワークショップとなるように、段取りや企画などお願いします。

2つ目です。新しい学校づくり委員会での基本計画を策定中ですが、子どもの意見表明についてどのような手法を予定されていますでしょうか、考えを聞かせてください。

○教育長 お答えの前に少しお話しをさせていただいてからお答えしたいと思いますけれども、これまでの日本では、子どもは守られる存在という考え方が確かに大きかったのではないかなというふうに理解しております。ただ、やはり子どもは守られる存在でもあるんだと思うんですが、大人の言うことを聞いていればよいと、そういう存在ではな

いということ強く思っております。

そういった点では、議員も触れていただきましたが、新しい学校づくりのコンセプトの中で目指す姿として自分で考え判断し行動するという、やはり主体的なこうした姿というのが、その先に自己肯定感を実現していくというふうに教育委員会としては考えているところであります。

教育委員会では、新たな学校づくりプロジェクトとして、これまで村民の皆さんや子どもたちと直接語り合う場を設けてまいりました。その中で印象的だったのが、参加していただいた大人の皆さんから子どもの声を聞いてほしいという御意見を多数いただいたことであります。また、子どもたちも意見が言える場を用意さえすれば思いを語ってくれると、そういう点でございました。

今、村が進めている事業においては、子どもの意見を聞くとか、子どもが意見を言えるという場は増えつつあるかなということを思っているわけでありまして。

新たな学校づくり委員会で子ども意見をどのように聞いていくかというお尋ねでございます。

子どもたちの意見を聞くために、委員会の中では子ども部会を設けました。これは児童生徒会の正副会長の皆さんを委員にお願いしたものであります。夏休み中、8月8日に第1回の部会を開催しております。

委員の皆さんからこんな言葉もありました。大人の前だと意見を出せない人も多いと、一部の人からしか意見が出ないかもしれないというような子どもの立場からの意見もありました。これは、一般的に大人と子どもの関係っていうところがあると思えますけれども、こういった子どもの言葉、これにはやはり耳を傾けなければいけないだろうというふうに思っております。

子ども部会につきましては、当面は、こうした御意見もある中で、子ども部会の委員と事務局とで検討を進めてみたいというふうに思っております。

新たな学校に向けた意見のほかに、それぞれの学校でほかの子どもたちにも何かプロジェクトについて知ってもらったり意見を言ってもらったりすることはできないかというようなことも部会の中で相談をさせていただいているところであります。

そして、部会委員には若者枠を設けてもおります。これも高校生から20代半ばの若者を対象に公募を行っておりますが、最終的には大学生1名、社会人2名が参加していただけるということになりました。事前打合せを行いましたけれども、若者の目線で率直に意見を言っている姿そのものが非常にすばらしく、わくわくもさせていただきました。非常にこれからが楽しみです。

また、関心を持ち公募を検討している高校生がいたということも伝え聞いておまして、こうした関心を持っていただいていることも大変うれしいなというふうに思った次第であります。

こうした取組についてはまだまだこれからという段階ではあるとは思いますが、こうした取組を重ねていくことで、大人も、そして子どもも意識が変わっていく、そんな経過をこれから重ねていきたいというふうに思っております。

○7 番 (島崎 敏一) 教育長の答弁に私も期待しております。今後ともよろしくお願ひします。

もう一つ、後期総合計画策定についての子どもの意見表明についてどのような手法を予定されていますでしょうか。先ほど保健福祉課から少し答弁があったんですけども、子ども議会で意見徴収をすると前回の私の一般質問でも少し地域政策課の課長のほうから答弁いただきましたけれども、それだけではちょっと不十分なのではないかと考えています。考えを聞かせてください。

○地域政策課長 後期基本計画は、当然、こども計画など個別計画との整合を図って策定する必要があります。

子ども議会も子どもたちの意見を聞く一つの場と考えておりますが、各部署で行いましたアンケートや、また懇談会、ワークショップなどで出された意見も参考にすることを考えております。

先ほど保健福祉課長が答弁したとおり、保健福祉課では、今後、中学生、高校生を対象にワークショップを開催する予定ですので、地域政策課も連携して様々な意見や要望の聴取に努めていく考えであります。

○7 番 (島崎 敏一) ぜひ積極的に中高生の声を引き出すワークショップを期待しております。

次の質問に行きます。

質問3です。こども基本法第15条について、原文はまた通告書の後ろにあるんですが、条文には国が広報活動に努めるという記述がありますが、積極的に子ども基本法の趣旨について広報していくべきと考えます。理由として、法律が制定されて1年以上たちますが、認知度が依然として低いことが挙げられます。

資料を御覧いただくと各世代の認知度が載っているんですが、小学校高学年で認知度が約16%、高校生で57%、大人でおよそ57%という状況です。

こども基本法第15条では、国、国民に広報活動の努力が明記されています。

子育て世帯を全力応援、新しい学校づくりに全力で取り組んでいる本村としては、今こそこの法律の内容を知り、学び、生かすことが必要と考えます。

講演会やポスターの周知などではどうしても効果が限定的になってしまうのではないかと考えます。より効果的な施策を期待しておりますが、大人向け、子ども向けに対象を分けて村側の考えを聞かせてください。

○保健福祉課長 質問1で村長が回答したとおり、具体的に子どもの意見を反映させた施策を進めることだと思います。

例えば子どもの居場所を整備するときに子どもに参加してもらい意見を反映させていく。今、教育長からもありましたが、新しい学校づくり委員会にも子ども部会が設置されております。これらはこども基本法にのっとって取り組んでいることを説明することが子どもへの周知につながっていくと思っております。

大人への啓発は、この取組をしっかり広報していくことが一つの方法だと思います。子ども・子育て会議を今年度何回か開催をしている中で、子どもや保護者だけな

く地域や元気な高齢者を巻き込んでほしい、子育て支援に元気な高齢者が協力できる
といいというような御意見もいただいております。

子どもだけの居場所ではなく、子ども大人も高齢者も障害者も、誰もが集まれる居場所をみんなでつくり、みんなで管理していく、そんな居場所ができるといいかなと思います。

村の中にも少しずつみんなの居場所もできてきています。そのような取組を進めたりして、あとは人権擁護啓発活動の中で子どもの権利についても理解を深めていけたらと思っております。

○7 番 (島崎 敏一) 保健福祉課長の今の答弁は、私も思っていたところです。小さな成功体験を重ねて、その体験をしっかり広報していくこと、とても期待しています。今後ともよろしくお願いします

次の質問に移りたいと思います。

「こども政策を育てていくために② ～子どもの居場所に関わる方々と横のつながりを～」ということで、この質問は昨年の6月議会の私の一般質問「こども政策を育てていくために」の続編です。以前お尋ねした内容を改めて現状と照らし合わせて質問をさせていただきます。

本質問の要旨は、子どもの居場所となる民間組織、公的組織の協議の下、横のつながりや情報交換を目的とした組織をつくり、子ども施策の現場の連携を高めるべきというものです。今こそ形だけではない使えるネットワークづくりをする必要があると考えます。

その理由を説明するために、まず私の過去の一般質問の要点をまとめてお伝えします。

以前、昨年の6月議会で子どもの保護者からの声として、村内の子どもの居場所に関わる係図のようなものがなく仕組みが分かりづらい、保健福祉課と教育委員会の連携が分かりにくい、子育ての相談はどこに行けばいいのか分かりにくいなどがありました。また、子どもの居場所を運営する運営者側からの声として、ほかの施設のことをよく知らない、各施設の特性を理解したネットワークができれば利用者の子どもによりよい効果がある、居場所の横のつながりがないなどがありました。

そこで、提案として行政側は、各施設の視察を行うなど、積極的に各施設の特性をすとか状況を知る機会をつくる、各施設の運営者同士が互いを知るための交流会を行う、子どもの施策の仕組みを利用者にとって分かりやすく広報できるようにするべきと、そのような提案をしました。

それで、結果としては、村長、教育長、保健福祉課長にそれぞれの立場で答弁していただき、その後、提案した施設の視察、交流会、広報の活動をしたということを伺いました。そのような動きがあった後に、依然として、保護者、運営者側、双方から、まだまだ横のつながりをもっと密に取ってほしいですとか、情報交換ですとか交流の場がほしいですとか、改善してほしいという声を多く聞いています。

また、もう一つ、根拠となるアンケート結果を紹介しますと、先ほどの質問にも上

げた子育てに関する調査によると、子育て環境の満足度、未就学児が46%なのに対して、小学生になると32%となっており、小学生の子を持つ親の満足度は14%の低下となっています。これらも何らかの改善の余地があるのではないかと考えます。

これらの現状を分析しますと、まだまだ運営者同士の横のつながりやネットワークづくりが必要なのだと考えます。

そこで提案なのですが、子どもの居場所となる民間組織、公的組織が協議の下、横のつながりや情報交換を目的とした組織をつくって現場の連携を高めるべきというものです。運営側と現場側がやり取りをしながらボトムアップの視点も取り入れた運営ができれば、現状をよりよくできるのではないのでしょうか。

活動内容の案としては、その団体が現場から出た課題を持ち寄り、行政の運営者によりよい形を模索していく、こども基本法についての学習会を行う、課題解決のグループワークを行うなど、様々なことが期待できるのではないのでしょうか。

これによるメリットとして、現場側では行政が用意した支援メニューに詳しくなり、利用者にとっては施策を知る機会が増える、互いの施設を知ることで互いに切磋琢磨できる、子どもの権利を学ぶ場として有効、現場の声が集約され民意のボトムアップの後押しとなるなどなど、ポジティブな効果が様々に考えられます。

そこで質問です。

上記の提案について考えを聞かせてください。

こども家庭センターのよりよい運営を検討していく上で現場とのよりよい連携を求める声が上がっていますが、保健福祉課長の考えを聞かせてください。

○保健福祉課長 中川村でも、こども食堂や野外保育など、学校や保育園以外の子どもの居場所が少しずつできてきています。

令和5年11月に村内の子どもや子育て支援に関係する事業者へ声をかけ、子どもの居場所づくりについて意見交換会を実施しました。村の子どもの現状や居場所に行くための手段について地域のサポートが必要ではないかなどの意見が出されました。今年10月頃に2回目の意見交換会を計画しております。

このようなネットワークづくりは、村としても大切なことと考えております。

平成12年に創設された介護保険事業の中では、村内の介護保険事業所が集まって情報交換や事業所が抱える課題を考える介護保険事業所連絡会やケアマネジャーが集まって情報交換や個々の資質向上を図るための勉強会、ケアマネ連絡会などが年4回ほどそれぞれ開催されています。村の介護保険事業を進める中で、このようなネットワークは重要となっています。

子どもや子育て支援に関わる事業所の連絡会など、今は年1回ほどの開催となっておりますが、少しずつ定期的に行うことができるようになればいいと思っております。

それで、今は始まったばかりなので村が進めていますが、事業所が中心になって会を進め、ネットワークをつくっていくことが本来は理想かなとも思っております。

将来的には、子どもや高齢者、障害者と分けるのではなく、福祉事業に関わる事業所全体のネットワークができ、情報や意見の交換ができるようになっていけたらいい

○7 番 と思っております。
(島崎 敏一) 今後のネットワークづくりに期待しております。
次の質問です。
教育委員会にお尋ねです。
子ども育成推進会議のよりよい運営を検討していく上で村内の子どもの居場所とのよりよい連携が求められています。居場所や運営者とのネットワークづくりがよりよい仕組みとなれば、新しい学校づくりにとってもボトムアップの機運が高まり、よい効果が表れると考えます。教育長の考えを聞かせてください。

○教育長 これまでもお話をしてまいりましたが、子ども育成推進会議、この会議自体は教育と福祉が連携して子ども支援を行うこと、こうしたことを目的に設置をしてきております。
今、保健福祉課長の答弁にもありましたが、令和5年11月に村内の子どもや子育て支援に関係する事業者保健福祉課のほうから声をかけていただいて子どもの居場所づくりについての意見交換を行いました。
この取組の経過について、少しお話ししますと、昨年度の子ども育成推進会議でその必要性が確認されて、そうした意見交換の取組をスタートさせております。
ちなみに、このことについても令和5年3月の議会で9番議員の一般質問に対しまして、村内にも子どもの居場所でありたいとの思いと関心を寄せていただいている方々がおられるので、こうした皆さんとのネットワークづくりを行うことが必要であるというふうに教育委員会のほうからも答弁をさせていただいておりますが、そうしたことをこれまでの取組の中で形にし、動き始めてきているというふうに御理解いただければというふうに思っております。
今年10月頃には、さらに広く呼びかけていただいて2回目の意見交換を行う予定であるということでございます。少し間が空いている感もありますけれども、進めてまいります。
こうした機会を重ねてネットワークづくりが進んでいけば、これからの在り方についてはおのずと方向性が見えてくるんじゃないかというふうにも考えております。
そして、保健福祉課長の答弁でもありましたが、将来的には子どもや高齢者、障害者を分けるのではなくという、新たな学校づくりのコンセプトにあるごちゃ混ぜっていうような姿がそうしたところでも実現していくと、それは子どもたちの学びや育ちにもつながっていくだろうというふうに将来を期待しているところであります。
新たな学校づくりプロジェクトでは、オール中川で子どもたちの学びを支え育てる体制づくりを目指しております。そうしたことから、ネットワークづくりを進めていくということはプロジェクトに重なってくる取組であると教育委員会のほうも理解をしております。

○7 番 (島崎 敏一) 教育委員会も保健福祉課も同じ志を持って活動されているところを確認することができました。
1点ちょっと聞きたいんですが、子ども育成推進会議と保健福祉課での子どもの居

場所のネットワークづくりの子どもの居場所の団体づくりの声かけの中で、子どもの居場所とされているところ以外に、例えば親同士の有志の団体などへの声かけはされているのでしょうか。例えば、不登校の会ですとか、読み聞かせの会ですとか、いろいろあると思うんですけども、活動団体の趣旨にもよると思うんですが、その辺はどうなんでしょうか、聞かせてください。

○保健福祉課長 ネットワークづくりの対象の方への声かけをどうしているかというような質問だと思います。
今ネットワークづくりに声をかけている皆さんは、事業としてやっていらっしゃる方たちでなど、最初のときは介護保険の事業所の人たち、これは配食のサービスですね、子どもの配食のサービスをやっているというところで、あとは居場所というか、事業所を持っていますので、その居場所になる可能性があるということでも声をかけさせていただいております。
それで、子どもの居場所って大きく言っても幾つか種類がありまして、誰もが気楽に行ける居場所、あともう一つ、不登校の児童など、周りの大人とも子どもともなかなか接点を持てないような子どもたちが行けるような居場所ってところで、2つでちょっと考えなければいけないのかなっていうような気もしております。
それで、不登校の親の会の皆さんであるとか読み聞かせの会の皆さんは、やっぱり非常に力のあるグループの皆さんだと思います。ですので、皆さんをがっつり集めてしまっって意見交換会をしたとしても、どちらかの意見に偏ってしまうと、大きな意味っていうか、今日はこっちの意見が聞きたかったのに、そっちに傾いてしまうと、なかなか居場所っていうものについて意見が聞きづらいついていうことも感じております。
ですので、居場所のネットワークが例えば幾つもある中で、それぞれでつくってまとめていくっていうような作業も今後は必要があるのかなと、そんなようなことも考えていますので、そういう状況に応じて住民の皆さんのグループにも声をかけていくっていうような予定ではおります。

○7 番 (島崎 敏一) 柔軟に声を聞いていただけるということを確認できました。
7月に行われた早坂教授の講演会でも言っておられましたが、本当に大人たちが対話を見せていくことしか、子どもたちにとってよりよい居場所をつくっていくにはそれしかないんじゃないかということをお早坂先生もおっしゃっていましたし、私たちが実践を子どもたちに見せていければなと思っております。
これで私の一般質問を終わりにします。

○議長 これでは島崎敏一議員の一般質問を終わります。
これで本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会とします。
御苦労さまでした。

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)
[午後2時07分 散会]